戸田市バリアフリー基本構想

令和４年３月

戸田市

だれもが認めあい、はなしあい、支えあい、

安全・安心に暮らせるまちを目指していきます

本市の市民の平均年齢は４１．２歳と若いまちであり、人口も増加し続けていますが、一方で急激な高齢化と少子化が同時進行することが今後予測されております。このような中、高齢者や障がい者なども含めたすべての市民が同じように生活できるエスディージーズの「誰一人取り残さない」という視点を取り入れた「住み続けられるまち」の実現が求められます。

すべての市民が住みやすいまちづくりを行うためには、生活上不便を感じる機会の多い高齢者、障がい者、乳幼児を連れたかたなどのニーズをくみ取り、施策に反映させることが重要です。そして、配慮を必要な方々が、生活の中でどのようなことが障壁となっていて不便を感じているのか、その不便をどのように解消すればよいのか、今一度本当のバリアフリーとは何かを考える必要があります。

そこで本市では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、令和２年度（２０２０年度）に「戸田市移動等円滑化促進方針」を策定し、市内のバリアフリー化の推進を図ってきました。そしてこのたび、促進方針を実現するための具体的な事業を示す計画として、「戸田市バリアフリー基本構想」を策定しました。基本構想では、「だれもが認めあい、はなしあい、支えあい、安全・安心に暮らせるまち」の目標を促進方針から引き継ぎ、市内の３駅を中心に、重点的かついったいてきにバリアフリー化を進めていきます。今後も、市民の皆様、関係事業者の皆様のお力添えをいただきながら、ハード・ソフト両面のバリアフリー施策の継続的な発展に向け、計画的に取り組んでまいります。

結びに、基本構想の策定にあたり、コロナかにおいても貴重なご意見ご提言をいただきました策定協議会委員の皆様をはじめ、関係事業者の皆様など多くの方々のご協力を賜りましたことに心から感謝を申し上げます。

令和４年（２０２２年）３月

戸田市長　すがわらふみひと

目次

第１章：はじめに：１ページ

１の１：基本構想策定の目的：１ページ

１の２：基本構想の位置づけ：３ページ

１の３：検討の進めかた：５ページ

第２章：バリアフリー化の基本目標と基本方針：１０ページ

２の１：促進方針の概要：１０ページ

２の２：基本目標と基本方針：１４ページ

第３章：重点整備地区の設定：１６ページ

３の１：重点整備地区の設定：１６ページ

３の２：生活関連施設・生活関連経路の設定：１６ページ

第４章：重点整備地区におけるバリアフリー化の促進：２１ページ

４の１：バリアフリー化に関する主な基準等：２１ページ

４の２：バリアフリー化の実施における配慮事項：２２ページ

第５章：特定事業の内容：３１ページ

５の１：公共交通特定事業：３４ページ

５の２：道路特定事業：３９ページ

５の３：交通安全特定事業：７４ページ

５の４：建築物特定事業：７５ページ

５の５：都市公園特定事業：９１ページ

５の６：教育啓発特定事業（心のバリアフリー）：９２ページ

第６章：バリアフリーに関する情報提供の取組：９３ページ

６の１：本市における情報のバリアフリーの現状：９３ページ

６の２：情報のバリアフリー促進のための取組：９４ページ

第７章：基本構想の実現に向けて：９６ページ

７の１：特定事業計画の作成：９６ページ

７の２：事業実施段階での市民意見の反映及び相互理解の促進：９６ページ

７の３：基本構想の継続的な見直し：９７ページ

参考資料

参考１：戸田市バリアフリー基本構想策定協議会：要綱：９８ページ

参考２：戸田市バリアフリー基本構想策定協議会：委員名簿：１０２ページ

１ページ目

第１章：はじめに

１の１：基本構想策定の目的

かっこ１：策定の目的

本市では、平成３０年（２０１８年）５月の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）の改正により、市町村における移動等円滑化促進方針（以下「促進方針」という。）及びバリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の策定が努力義務となったことを踏まえ、市のバリアフリー推進の考えかたを示すことを目的として、令和３年（２０２１年）３月に「戸田市移動等円滑化促進方針」を策定しました。

引き続き、バリアフリー法に基づく基本構想を策定し、促進方針を実現するための具体的な事業を示します。

新設・新築を行う一定の施設等には、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合義務が課せられており、バリアフリー化が図られます。基準への適合義務が課されない既存の施設等については、基本構想に特定事業を定めることで、特定事業を実施する者に、特定事業計画の作成とこれに基づく事業の実施義務が課せられ、バリアフリー化を図ることができます。

また、施設の境界等でバリアフリー整備が不連続にならないよう、協議会等により施設設置管理者相互の連携・調整を行い、面的・いったいてきなバリアフリー化を図ることができます。

このように、基本構想は既存の施設のうち、相当すうの高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設等の多様な施設（生活関連施設）のバリアフリー化と、これらを結ぶ経路（生活関連経路）の面的・いったいてきなバリアフリー化を図ることを目的とするものです。

注釈：高齢者、障がい者等とは、高齢者、全ての障がい者、妊産婦、けが人等、日常生活または社会生活に身体機能上の制限を受けるもの

かっこ２：促進方針及び基本構想で定める事項

市町村は、国が定める移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、移動等円滑化促進地区（以下「促進地区」という。）・重点整備地区について、促進方針及び基本構想を策定するよう努めることとされています。

促進方針及び基本構想で定めるべき事項は重複するものもありますが、基本構想では、バリアフリー法（第２５条等）に基づき、重点整備地区において、面的・いったいてきなバリアフリー化を推進するために必要な事業を特定事業として定めることとしています。

促進地区・重点整備地区の要件、促進方針・基本構想で定める事項については、次ページに示します。

２ページ目

ひょう：促進地区・重点整備地区の要件

促進地区（法２条２３）

イ：生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。（共通）

ロ：生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。

ハ：当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

重点整備地区（法２条２４）

イ：生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。（共通）

ロ：生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

ハ：当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かついったいてきに実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

注釈：生活関連施設とは、高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設

注釈：生活関連経路とは、生活関連施設相互間の経路

注釈：一般交通用施設とは、道路、駅前交通広場、通路その他の一般交通の用に供する施設

ひょう：促進方針・基本構想で定める事項

促進方針で定める事項（法２４条の２）

促進地区の位置及び区域

生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項

移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項

その他促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項

促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針について定めるよう努める

市町村が行う促進地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる

移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものの届出について定める

基本構想で定める事項（法２５条）

重点整備地区の位置及び区域

生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項

移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項

その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努める

市町村が行う重点整備地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる

３ページ目

１の２：基本構想の位置づけ

かっこ１：国が定める移動等円滑化の目標

国の基本方針では、移動等円滑化の目標として、令和７年度末（２０２５年度末）までに全国で以下の事項を達成することを目標としています。

ひょう：各施設等の移動等円滑化の目標（船舶及び航空に関するものは省略）

鉄軌道

鉄軌道駅

いちにちあたり３,０００人以上及び基本構想の生活関連施設に位置づけられたいちにち当たり２,０００人以上の施設を原則１００%

利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化

大規模駅ではバリアフリールートの複数化

可能な限りプラットホームと車両じょうこうぐちの段差・隙間の縮小

ホームドア・可動式ホームさく：全体で３,０００番線

いちにちあたり１０万人以上の駅は８００番線

鉄軌道車両：約７０%

バス

バスターミナル

いちにちあたり３,０００人以上及び基本構想の生活関連施設に位置づけられたいちにちあたり２,０００人以上の施設を原則１００%

利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化

乗合バス

ノンステップバス：約８０%（リフト付きバス等を除く）

リフト付きバス等：適用除外認定車両の約２５%

指定空港への路線のバリアフリー車両導入５０%

貸切バス　リフト付きバス等：約２,１００台

タクシー

福祉タクシー車両：約９０,０００台

各とどう府県における総車両すうの２５%をユニバーサルデザインタクシーとする

道路

重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路：約７０%

都市公園

特定公園施設（園路・広場）：２ha以上の施設の約７０%

利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化

駐車場：２ha以上の施設の約６０%

利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化

便所：２ha以上の施設の約７０%

利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化

ろがい駐車場

特定ろがい駐車場：約７５%

建築物

不特定多数の者等が利用する建築物（２０００㎡以上の特別特定建築物）：約６７%

床面積の合計が２０００㎡未満の施設のバリアフリー化促進

公立小学校等は文部科学省の目標に沿ってバリアフリー化を実施

信号機等

主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等

道路・交通の状況に応じ必要な部分について原則１００%（音響式・エスコートゾーン）

基本構想等

促進方針の作成：約３５０自治体

基本構想の作成：約４５０自治体

心のバリアフリー

「心のバリアフリー」の用語の認知度を約５０％

高齢者、障がい者等の立場を理解して行動ができている人の割合を原則１００％

「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について（最終とりまとめ）（国土交通省）」をもとに作成

注釈：エスコートゾーンとは、道路を横断する視覚障がい者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、視覚障がい者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のこと。

注釈：心のバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと（ユニバーサルデザイン2020こうどう計画より）。

４ページ目

かっこ２：計画期間

バリアフリー法に基づき、バリアフリー化事業の実施状況の調査・分析・評価をおおむね５年ごとに行うよう努めることから、令和３年度から令和１２年度（２０２１年度から２０３０年度）を基本構想の計画期間とします。

かっこ３：位置づけ

基本構想は、促進方針で示した考えかたに基づき、方針を実現するための具体的な事業を示す計画として、バリアフリー法や国の基本方針に基づき策定します。

策定にあたり、市の上位計画である戸田市総合振興計画との整合性を図るとともに、バリアフリーのまちづくりに関わるハード系・ソフト系の関連計画や都市基盤整備事業等と連携し、バリアフリー化を進めていくものとします。

図：基本構想の位置づけ　は省略します

５ページ目

１の３：検討の進めかた

かっこ１：検討の流れ

促進方針のさらなる内容の拡充を図る基本構想の策定に向け、令和３年度（２０２１年度）は、戸田市バリアフリー基本構想策定協議会（以下「策定協議会」という。）を中心に、まち歩きワークショップ及び事業者説明等を実施し、検討を進めました。

図：検討の流れ　は省略します

６ページ目

かっこ２：検討体制

基本構想の策定にあたり、策定協議会を中心に、下記の体制で高齢者・障がい者等や施設設置管理者等（公共交通事業者、道路管理者、公園管理者及び建築ぬし等）、広く市民の意見を収集する機会を設けて検討を進めました。

図：検討体制

組織・活動

策定協議会

活動目的

基本構想に関する協議・調整や合意形成を行う母体。法に基づいて設置する。

参加者の構成

学識経験者・障がい者団体・高齢者団体・子育て支援団体・施設設置管理者・関係行政機関等

組織・活動

まち歩きワークショップ

活動目的

多様な主体の参画による現地確認・意見交換を行い、バリアフリーに関する課題を把握する。

参加者の構成

市に在住の高齢者・障がい者等・視察対象施設の管理者（現地協力）

組織・活動

事業者への説明・意見照会

活動目的

生活関連施設・経路の管理者等にバリアフリーの課題を伝え、特定事業の設定に向けた調整を行う。

策定協議会検討内容について、施設設置管理者等に事前調整・報告し、随時意見を把握する。

参加者の構成

施設設置管理者等・行政関係者（庁内）

組織・活動

パブリック・コメント

活動目的

基本構想（案）を広く周知し、意見を把握する。

参加者の構成

市民等全般

組織・活動

庁内検討委員会

活動目的

庁内の意見等を集約し、基本構想素案を検討する。

参加者の構成

都市交通課、道路管理課、土地区画整理事務所、資産経営課、協働推進課、みどり公園課、福祉総務課、障害福祉課、健康長寿課、こども家庭支援室、教育政策室

７ページ目

かっこ３：市民の意見

まち歩きワークショップ（令和３年度（２０２１年度））

１、開催目的

基本構想の検討に際し、施設や経路等のバリアフリーについて、より具体的なイメージを持っていただけるよう、令和２年度（２０２０年度）に引き続き市民参加型のまち歩き・意見交換を実施しました。

２、開催概要

開催概要を以下に示します。

ひょう：まち歩きワークショップの概要

日程

令和３年（２０２１年）７月１日（木）午後１時～午後５時

参加者

市民参加者：１１名

事務局：１０名

内容

資料説明（開催目的、当日の進めかたなど）

現地視察（北戸田駅班、戸田駅班、とだこうえん駅班の３班で実施）

意見交換（各班で実施　会場：戸田市役所）

意見共有

写真：まち歩きワークショップの様子は省略します

３、視察対象施設・経路

北戸田駅周辺１班、戸田駅周辺１班、とだこうえん駅周辺１班の３班構成で視察を行いました。

ひょう：視察対象施設・経路

【A班】

北戸田駅周辺

旅客施設：北戸田駅

道路：市道・県道・国道

公共・公益施設：スポーツセンター・中央図書館・郷土博物館

商業施設：イオンモール北戸田

【B班】

戸田駅周辺

旅客施設：戸田駅、駅前交通広場

道路：市道

公共・公益施設：文化会館

保健・福祉施設：福祉保健センター

商業施設：ヤオコー戸田駅前店

【C班】

とだこうえん駅周辺

旅客施設：とだこうえん駅

道路：県道

保健・福祉施設：心身障害者福祉センター

商業施設：ビーンズとだこうえん

宿泊施設：東横イン埼玉とだこうえん駅西口

８ページ目

４、主な意見

まち歩きワークショップでの主な意見を以下に示します。

ひょう：意見の概要

旅客施設

通路

良い点

視覚障害者誘導用ブロック（以下「誘導用ブロック」という。）が連続的にあって良かった。

課題として指摘された点

改札口外の通路に水たまりができており、滑りやすくなっていた。

改札口

課題として指摘された点

自動改札の幅が狭く、車いすや大型ベビーカーが通行できない。

改札口に駅員がいないことが多く、インターホンを押してもすぐに来ないため、困ったときに不便である。

改札口付近に案内図や駅員を呼ぶボタンなどを集約した方が便利で良い。

窓口・券売機

課題として指摘された点

券売機にけこみがなく、タッチパネルの位置が高いため、車いす目線では見にくい。

聴覚障がい者が困った時に連絡を取れる方法を確保してほしい。

困った時に駅員を呼ぶボタンがあると良い。

構内を案内してくれるサービスがあると良い。

誘導用ブロックが敷かれているが、改札口、みどりの窓口、券売機への分岐が多く、わかりにくい。

案内

良い点

じこくひょうが低い位置にあり、車いす目線でも見やすい。

課題として指摘された点

じこくひょうに点字がなかった。

改札口を出てから周辺施設への案内サインがほしい。

駅前交通広場：通路（戸田駅）

良い点

駅前交通広場通路には段差がなく、スロープも整備されているので良い。

その他の意見

現在工事中の駅前交通広場整備では、屋根の設置について検討してほしい。

駅前交通広場：その他（戸田駅）

良い点

戸田駅西口には車いす使用者用トイレが設置されており、車いすが十分に転回できるスペースが確保されていて良い。

課題として指摘された点

戸田駅西口の車いす使用者用トイレへの誘導用ブロックは、トイレの開閉ボタンの位置に向かって設置するべき。

車いすでそのまま乗れるタクシーがほしい。

道路

歩道

良い点

しゃどうじょうに自転車つうこうたいがあり、歩道が広くて安心である。

音響式信号機があり、視覚障がい者の横断に配慮されていると感じた。

課題として指摘された点

誘導用ブロックが車両の乗り入れにより削れてしまっているところがある。

目の粗い側溝蓋が続いている。

工事を重ねた箇所は舗装に凹凸が発生しており、がたつきが多い。

歩道と沿道施設の間に段差が生じないようにしてほしい。

交差点（横断歩道、信号機など）

良い点

巻き込み部には、突起のあるほしゃどう境界ブロックが設置されていた。

課題として指摘された点

交差点は、横断歩道に向かって勾配が大きいところがある。

線状の誘導用ブロックが短く、方向がつかめずに交差点に入ってしまう箇所がある。

ほしゃどう境界は少しの段差でも車いすの前輪がひっかかってしまう。

エスコートゾーンやバリアフリー対応信号機をもっと増やしてほしい。

その他

その他の意見

土地区画整理事業などで道路整備が進むが、実際に車いすで通ってみたり、視覚障がい者等と検証したりすることで整備水準を確かめるべきであると思った。

９ページ目

建築物

出入口・敷地内通路・駐車場

良い点

今よりも障がい者用駐車ますが増えるのは良い。

課題として指摘された点

敷地内通路への誘導用ブロックがなく、商業施設は公共施設に比べて誘導用ブロックが少なくなると感じる。

誘導用ブロックについて、出入口の誘導の仕方、連続性、色合い等の問題があり、全般的に見直し、整理が必要と感じた。

建物内通路

課題として指摘された点

ステンレス製の誘導用ブロックは、視認性に問題があると感じた。

誘導用ブロック部分のカーペットの色使いがしきじゃくしゃにわかりにくい箇所がある。

上下移動（エレベーター、階段）

良い点

エレベーターの基数が多く、内部空間も広くて良かった。

課題として指摘された点

鏡が足元までなく、車いす使用者等にとって不便であると感じた。

だんばなが強調されていない階段は、視覚障がい者などにわかりにくい。

トイレ

良い点

一般トイレ内に幅広のトイレがあるのは良い。

車いす使用者用トイレは比較的広いので、改修時には大型ベッドを導入してほしい。

課題として指摘された点

一般トイレにも少なくとも１つは手すり付きのべんぼうがあると良い。

男女トイレそれぞれにベビーチェア、おむつ替えシートを導入してほしい。

車いす使用者用トイレ内のゴミ箱が、可動式手すりの横にあり邪魔になっている。

授乳室

良い点

赤ちゃん休憩室という名前で男性でもはいりやすいと感じ、男女で利用しているのが確認できた。

授乳室に給湯器やカーテンなどがあり、設備が整っていて良い。

案内

良い点

施設内部の案内は充実していた。

しょくちあんないずが設置されていた。

課題として指摘された点

案内サインの位置が全体的に高いと感じた。

インフォメーションにたどり着くまでの案内が十分でない。

その他（人的対応（心のバリアフリー）など）

良い点

従業員による人的支援が良いと聞いた。

課題として指摘された点

筆談用具の備えはあったが、受付の人に尋ねなければわからないため、耳マーク等を設置してほしい。

公共施設等は、誰もが利用できることが伝わる雰囲気を出してほしい。

その他

課題として指摘された点

バリアフリーマップ（いいとだマップ）に設備の情報提供をしてほしい。

公共施設には、性的マイノリティへの対応として男女共用トイレの導入も検討すべきであると思う。

公共施設整備・改修時にこれらの意見が反映されるようにする必要がある。

交通マナーや障がい者への配慮について、しっかり啓発してほしい。

身近に障がいを持つ子どもたちが遊べるところがない。

注釈：しきじゃくしゃとは、一般と比べて色の見えかたに違いがある人のこと。

注釈：性的マイノリティとは、LGBT（L：レズビアン、G：ゲイ、B：バイセクシャル、T：トランスジェンダー）等、性的指向や性自認において少数しゃである人々のこと。

１０ページ目

第２章：バリアフリー化の基本目標と基本方針

２の１：促進方針の概要

かっこ１：目的

平成３０年（２０１８年）１１月のバリアフリー法の改正により、市町村における促進方針・基本構想の策定が努力義務となったことを踏まえ、本市では、将来的な人口減少・しょうしこうれいかに向けた対策の一つとして、市の特色を踏まえたバリアフリー推進の考えかたを示すことを目的として、「戸田市移動等円滑化促進方針」を定めました。

かっこ２：計画期間

計画期間は、令和３年度から令和１２年度（２０２１年度から２０３０年度）としています。

かっこ３：促進地区の設定

令和元年度（２０１９年度）に実施したアンケート調査結果より、市民の主な移動手段である鉄道駅周辺に日常的に多く利用される施設が立地している状況及び、戸田市立地適正化計画で定めている都市機能誘導区域を踏まえ、「北戸田駅・戸田駅・とだこうえん駅」をいったいてきにとらえ、各鉄道駅から半径１キロメートル圏内にある主要な施設を包括する地区を促進地区に設定しています。

とだこうえんの一部は１㎞圏を超えていますが、公園区域を含む地区範囲としています。

かっこ４：生活関連施設・生活関連経路の設定

１、生活関連施設

アンケート調査結果の施設利用状況等を踏まえ、促進地区内において、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などを生活関連施設に定めています。

ひょう：生活関連施設選定条件

項目

旅客施設

生活関連施設

鉄道駅（１日平均乗降者すう３,０００人以上）

項目

公共・公益施設

生活関連施設

市役所・支所（窓口）、福祉センター、コミュニティ施設、図書館、スポーツ施設、児童施設

項目

保健・福祉施設

生活関連施設

主に高齢者・障がい者等が利用する保健施設・福祉施設

項目

医療施設

生活関連施設

病院（病床数２０床以上）

項目

商業施設

生活関連施設

大規模小売店舗立地法の届出施設（店舗床面積１,０００㎡以上）

項目

遊興施設

生活関連施設

戸田きょうていじょう（鉄道駅から１キロメートルを超える施設であるが、とだこうえん敷地内に所在しているため選定）

項目

宿泊施設

生活関連施設

客室数５０室以上のホテル又は旅館

項目

公園・緑地

生活関連施設

広域的な利用が見込まれる公園・緑地

（総合公園・近隣公園・都市緑地のうち面積１ha以上のもの）

１１ページ目

２、生活関連経路

施設の立地状況と関連計画における位置づけを踏まえ、生活関連施設相互をつなぐ経路を以下の条件に沿って生活関連経路に定めています。

条件１：歩行者ネットワークを基本とし、駅から生活関連施設間を結ぶ経路を設定する。

条件２：歩行者ネットワークに面していない施設については、歩行者ネットワークから分岐させた経路を設定する。

条件３：促進地区内の歩行者ネットワークは、原則、生活関連経路として設定する。

注釈：歩行者ネットワークとは、第２次戸田市歩行者自転車道路網整備計画（令和３年（２０２１年）４月）に定める歩行者ネットワーク路線のこと。

図：促進地区　は省略します。

１２ページ目

ひょう：生活関連施設一覧

項目

旅客施設

施設めい

JR北戸田駅

JR戸田駅

JRとだこうえん駅

項目

公共・公益施設

施設めい

戸田市役所

とだこうえん駅前行政センター（出張所・駅前配本じょ・駅前子育て広場・観光情報館トビック）

戸田市役所にいぞ南庁舎（にいぞ南た世代交流館さくらパル、にいぞ地域包括支援センター）

かみとだ地域交流センターあいパル（図書館かみとだ分館）

東部福祉センター（しもとだ公民館・図書館しもとだ分室・東部れんらくじょ）

にいぞ福祉センター（にいぞ公民館・勤労福祉センター）

中央図書館・郷土博物館

生涯学習施設（あしはら小学校内）

文化会館

児童センターこどもの国

スポーツセンター

項目

保健・福祉施設

施設めい

心身障害者福祉センター（図書館しもとだ南分室）

福祉保健センター（社会福祉協議会・障害者基幹相談支援センター）

健康福祉の杜（中央地域包括支援センター）

項目

医療施設

施設めい

戸田中央総合病院

中島病院

戸田中央産院

項目

商業施設

施設めい

イオンモール北戸田

スーパーバリュー戸田店

T-FRONTE

ベルクス戸田店

ビーンズとだこうえん

ホームセンターコーナンドイト戸田店

ヨークマートしもまえ店

オーケー北戸田店

ヤオコー戸田駅前店

項目

遊興施設

施設めい

戸田きょうていじょう

項目

宿泊施設

施設めい

東横イン埼玉とだこうえん駅西口

項目

公園・緑地

施設めい

うしろや公園

北部公園

とだこうえん（荒川親水公園・荒川運動公園・戸田桜づつみ）

１３ページ目

かっこ５：促進地区におけるバリアフリー化のポイント

生活関連施設及び生活関連経路のバリアフリー化を進めるにあたり、市の現状やアンケート調査結果、まち歩きワークショップでの意見等を基に、今後、促進地区内において進む事業との連携を踏まえ、特に重視すべき点を示しています。

図：バリアフリー化のポイント　は省略します

１４ページ目

２の２：基本目標と基本方針

かっこ１：基本目標

バリアフリー法に定める「共生社会の実現」を目指すため、高齢者や障がい者をはじめ、その支援者、子育て世代、外国人や性的マイノリティなど全ての市民が社会生活をしていく上での様々なバリア（社会的障壁）の除去（＝バリアフリー）を進めていきます。

基本構想においても、促進方針で設定した基本目標を踏襲するものとします。

基本目標

だれもが　認めあい、はなしあい、支えあい、安全・安心に暮らせるまち

注釈：社会的障壁とは、「障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁（バリア）となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」のこと。

かっこ２：基本方針

基本構想においても、促進方針で設定した基本方針を踏襲するものとします。

基本方針１：だれもが移動しやすい環境づくり

基本方針２：多様な当事者参加による共生社会の実現

基本方針３：支えあいの意識啓発と心のバリアフリーの推進

基本方針４：安心して外出できるわかりやすい情報の発信

基本方針５：ハード・ソフトいったいてきな取組による整備効果の向上

基本方針６：段階的かつ継続的なバリアフリー化の推進

１５ページ目

基本方針１：だれもが移動しやすい環境づくり

公共施設（建築物、公園、道路）整備、駅前交通広場整備や土地区画整理事業などにおいて、必要なバリアフリー化を着実に推進することにより、高齢者や障がい者をはじめ、その支援者や妊産婦、子育て世代等のだれもが移動できる・しやすい環境をつくります。

基本方針２：多様な当事者参加による共生社会の実現

段差などの物理的なバリアだけでなく、情報や制度、意識のバリアによって、移動や施設の利用に制約を受ける人がいます。知的・精神・発達障がい者や、外国人、性的マイノリティ等、市民の多様性を理解・尊重し、だれもが移動や施設の利用に困ることがない社会を目指します。そのため、多様な当事者参加型での活動を推進し、当事者意見を収集し、施策への反映を行います。

基本方針３：支えあいの意識啓発と心のバリアフリーの推進

市民や市職員、事業者に対し、手助け・声掛けの動機づけとなるための教育や啓発の機会を増やし、障がいへの正しい理解や配慮の仕方を浸透させ、心のバリアフリーの推進と意識の向上を図ります。

また、心のバリアフリーや障害の社会モデルの理念を浸透させるための取組を継続的に実施し、市の関連施策においてバリアフリーに配慮したまちづくりを進めます。

基本方針４：安心して外出できるわかりやすい情報の発信

外出前や外出先で、移動しやすい経路やエレベーター、車いすやオストメイト対応のトイレ、大人用ベッドの有無など、バリアフリーに関する情報が適切に得られるようにすることで、安心して外出できる環境づくりを進めます。

また、市内におけるバリアフリーに関する取組について市民へ積極的に情報発信を行います。

基本方針５：ハード・ソフトいったいてきな取組による整備効果の向上

ハード面の整備だけでは必ずしも利用しやすい施設になるとは限りません。施設の利用及びコミュニケーション等を支援する設備の導入や人による支援等のソフト施策を組み合わせ、ハード・ソフトいったいてきな取組により施設整備の効果を高めます。

また、駅と駅前交通広場、建築物と道路などの境界部については、移動の連続性や均一な整備を実現するため、事業者間で連携した整備を行うよう働きかけを行います。

基本方針６：段階的かつ継続的なバリアフリー化の推進

令和２年度（２０２０年度）に促進方針を策定し、次の段階として、バリアフリー化の重点的、具体的な事業の推進を図るため、基本構想を策定しました。バリアフリー基本構想の策定後も、事業の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえ、バリアフリーの促進について、継続的な当事者参加や取組の評価の機会を設け、さらに移動しやすいまちとなるよう、継続的なバリアフリー化の推進と改善を図ります。

注釈：障害の社会モデルとは、「障害」とは、個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考えかたのこと。

１６ページ目

第３章：重点整備地区の設定

３の１：重点整備地区の設定

かっこ１：重点整備地区の要件

重点整備地区の要件は、バリアフリー法第２条第２４号において、次の１から３のように定められています。

１、生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

２、生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区

３、バリアフリー化事業を重点的・いったいてきに行うことが、総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切な地区

こうした要件を踏まえ、促進方針に定めた促進地区の範囲から重点整備地区を設定します。

なお、重点整備地区は複数設定することが可能です。

かっこ２：地区設定の方向性

かっこ１の要件を踏まえ、また、市のまちづくりの方向性との整合性を図る観点から、下記の考えかたで重点整備地区を設定します。

①促進地区の中に重点整備地区を定める。

②立地適正化計画に定める都市機能誘導区域は重点整備地区とする。

③都市機能誘導区域外であっても、各駅から半径５００メートル程度以内に生活関連施設が立地する場合は、当該施設を含む範囲で重点整備地区を定める。

注釈：都市機能誘導区域とは、生活利便施設（医療・福祉施設、商業施設等）の立地を適切に誘導する区域のこと。

注釈：半径500m程度とは、高齢者の一般的な徒歩圏（国土交通省 都市構造の評価に関するハンドブックより）のこと。

３の２：生活関連施設・生活関連経路の設定

重点整備地区内において、高齢者、障がい者などが日常生活又は社会生活で利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などを生活関連施設として位置づけます。また、生活関連施設相互をつなぐ経路を生活関連経路として位置づけます（促進地区における設定要件と同じ）。

既に促進地区において生活関連施設及び生活関連経路を設定しており、重点整備地区の範囲においても、この位置づけを踏襲します。

なお、生活関連施設に設定された施設に必ず特定事業を設定しなければならないわけではありません。また、生活関連経路についても、特定事業の可否により設定するものではありません。ただし、重点整備地区内の生活関連経路は、原則として全て特定道路として指定されるものとされています。

注釈：特定事業とは、バリアフリー化の整備に関する事業のこと。

注釈：特定道路とは、生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障がい者などの移動が通常徒歩で行われる道路。特定道路を新設・改築する際には道路移動等円滑化基準に適合することが義務づけられる。

１７ページ目

図：重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路　は省略します

１８ページ目

図：重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路（北戸田駅周辺）　は省略します

１９ページ目

図：重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路（戸田駅周辺）　は省略します

２０ページ目

図：重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路（とだこうえん駅周辺）　は省略します

２１ページ目

第４章：重点整備地区におけるバリアフリー化の促進

４の１：バリアフリー化に関する主な基準等

各生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー整備にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、関連するガイドラインや条例等に留意した整備を推進することが基本となります。

ひょう：バリアフリー化に関する主な基準等

種別

移動等円滑化基準

項目

公共交通

名称

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）

所管など

国土交通省【省令】

作成年月

令和３年（２０２１年）１月改正

項目

道路

名称

移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両ていりゅう施設を使用した役務の提供の方法に関する基準（道路移動等円滑化基準）

所管など

国土交通省【省令】

作成年月

令和３年（２０２１年）３月改正

名称

移動等円滑化のために必要な道路のせんように関する基準

所管など

国土交通省【省令】

作成年月

令和３年（２０２１年）１月改正

項目

交通安全

名称

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準

所管など

国家公安委員会【規則】

作成年月

令和２年（２０２０年）１２月改正

項目

建築物

名称

移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）

所管など

国土交通省【政令】

作成年月

令和２年（２０２０年）１２月改正

名称

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）

所管など

国土交通省【省令】

作成年月

令和３年（２０２１年）１月改正

項目

駐車場

名称

移動等円滑化のために必要な特定ろがい駐車場の構造及び設備に関する基準（ろがい駐車場移動等円滑化基準）

所管など

国土交通省【省令】

作成年月

平成１８年（２００６年）１２月

項目

公園

名称

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）

所管など

国土交通省【省令】

作成年月

平成２４年（２０１２年）３月改正

種別

ガイドライン等

項目

公共交通

名称

公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン

バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕

所管など

国土交通省

作成年月

令和３年（２０２１年）３月改訂

名称

公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン

バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕

所管など

国土交通省

作成年月

令和３年（２０２１年）３月改訂

名称

公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン

バリアフリー整備ガイドライン〔役務編〕

所管など

国土交通省

作成年月

令和３年（２０２１年）３月

項目

道路

名称

増補改定版

道路の移動等円滑化整備ガイドライン

所管など

（財）国土技術研究センター

作成年月

平成２３年（２０１１年）８月

項目

建築物

名称

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

所管など

国土交通省

作成年月

令和３年（２０２１年）３月改正

項目

公園

名称

都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

所管など

国土交通省

作成年月

平成２４年（２０１２年）３月

種別

条例等

項目

公共交通・道路・建築物・公園等

名称

埼玉県福祉のまちづくり条例

所管など

埼玉県

作成年月

平成１６年（２００４年）３月改正

名称

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則

所管など

埼玉県

作成年月

令和３年（２０２１年）７月改正

項目

道路

名称

埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例

所管など

埼玉県

作成年月

令和３年（２０２１年）７月改正

名称

戸田市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例

所管など

戸田市

作成年月

令和３年（２０２１年）６月改正

項目

公園

名称

埼玉県都市公園条例

所管など

埼玉県

作成年月

令和元年（２０１９年）３月改正

名称

戸田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

所管など

戸田市

作成年月

平成２５年（２０１３年）４月

項目

建築物

名称

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例

所管など

埼玉県

作成年月

令和３年（２０２１年）３月改正

２２ページ目

４の２：バリアフリー化の実施における配慮事項

高齢者や障がい者等を含むだれもが「利用しやすい施設」「移動しやすい環境」の整備に向けて、アンケート調査やまち歩きワークショップ等での市民意見を踏まえた取組が求められます。

促進方針では、今後、バリアフリー化を促進していく対象として、公共交通、道路、交通安全、建築物（駐車場含む）、都市公園等の５つの項目について、４の１で示した各種基準やガイドラインに記載されている内容及び収集した市民意見を踏まえ、バリアフリー化の促進に向けた配慮事項を整理しました。

施設整備においては、構造上の制限や財源等、様々な課題がありますが、可能な限り、これらの配慮事項を踏まえた整備を推進していきます。

そのためには、市と施設設置管理者や関係機関、多様な当事者が連携して整備手法等について協議しながら、実施可能な整備を検討することが重要です。合わせて、人的対応や心のバリアフリーの促進などのソフト施策の推進を図り、ハード・ソフトいったいてきな取組による整備効果の向上を目指します。

基本構想の策定にあたり、令和３年（２０２１年）３月に改訂された各種ガイドラインの内容や令和３年度（２０２１年度）に実施したまち歩きワークショップの結果を踏まえ、この配慮事項を一部追加した上で、重点整備地区における特定事業を設定する施設設置管理者等に、実施可能な取組について検討を依頼しました。

２３ページ目

かっこ１：公共交通

１、旅客施設

バリアフリー化の現状と促進の考えかた

市内の鉄道駅は、エレベーターや車いす使用者・オストメイト対応トイレ、内方線付き点状ブロックの整備、可変式情報表示装置の設置など、基本的なバリアフリー化は完了しています。

今後は、ホームドアの整備を推進するほか、設備の更新に合わせた機能充実や、わかりやすい案内への配慮、人的対応・心のバリアフリーの取組を推進していきます。

注釈：内方線付き点状ブロックとは、点状ブロックの内側に安全側を示す１本線が追加された誘導用ブロック。

配慮事項

通路

十分な明るさを確保する。

ホーム

ホームドアや可動式ホームさくを設置する。

改札口

有人改札口以外の自動改札機に、車いすやベビーカー利用者に配慮した拡幅改札を設置する。

券売機等

券売機等のけこみは、高さ６０センチメートル以上、奥行き４０センチメートル以上とし、車いすでも利用できる仕様とする（足元の奥行きを確保し、近寄りやすくする）。

車いす使用者の角度からタッチディスプレイの画面が反射して見えにくくなることへの対策を行うことが望ましい。

上下移動

エレベーターは、車いす使用者などが利用しやすい構造とする（利用者すうや動線に応じた十分な広さや数、車いす対応操作盤、足下までみえる鏡、浮きだしボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置など）。

上り・下りそう方向のエスカレーターを設置する。

トイレ

車いす使用者用トイレは、車いす使用者が内部で転回したり、便器に近づくための十分な広さを確保し、べんぼうないの設備が動線を阻害しないよう配置に留意する。

車いす使用者でも開閉しやすく、出入りしやすい扉とする（可能な限り自動扉とし、車いす使用者が押しやすい位置にボタンを配置する）。

オストメイト対応の流し台や着替え台を設置する。

介助が必要な大人等が利用可能な大型ベッドを設置することが望ましい。

流すボタンや非常用よびだしボタンの配置、ペーパーホルダーなどの位置をJIS規格に合わせて統一する。

トイレ内の各設備と壁や床の色にコントラストを設け、視覚障がい者等にも認識しやすいよう留意する。

一般トイレの個室は、荷物が多い人や子ども連れなどでも利用しやすい大きさを確保する。

一般トイレ（男女それぞれ）にベビーベッドやベビーチェア等の乳幼児用設備を設置したり、広めのべんぼうを設けるなど、機能の分散を図ることにより、車いす使用者用トイレへの利用者の集中を防ぐ。

案内設備

エレベーターやトイレなどのバリアフリー設備の位置は、ピクトグラム（案内用図記号）を用いた大きくわかりやすい表示を設置する。

トイレやエスカレーター、改札口などに音声案内を設置する。その際、それぞれの音声が聞き取りやすいよう、音量や指向性に配慮する。

事故や遅延に関する情報などは、アナウンスと合わせて速やかに電光掲示等に表示し、聴覚障がい者でも情報を得られるように配慮する。

改札口から見えやすい場所に、出口や市内案内図、バスじょうこうじょう、関連施設への案内をわかりやすく表示する。

駅周辺の道路等からわかりやすい駅名表示を設ける。

人的対応・心のバリアフリー

エレベーターの優先利用やエスカレーターの２列利用等について、利用者へのマナー啓発を行う。

駅員不在の時間における利用者の利便性が下がらないよう留意する（聴覚障がい者はインターホンを利用できないことや、車いすでの電車利用の際の介助に時間がかかること等への対策）。

２４ページ目

２、バス

バリアフリー化の現状と促進の考えかた

市内は路線バス（国際興業バス）及びコミュニティバス（tocoバス）が運行されており、コミュニティバスは全て車いすで使用可能な車両となっていますが、路線バスではノンステップバスとなっていない車両があります。

駅前交通広場については、北戸田駅東口、とだこうえん駅西口は整備済みであり、戸田駅西口駅前交通広場の改修が令和４年（２０２２年）２月に完了しました。また、バスていりゅうじょは道路構造や上屋・ベンチの設置などについて、基準に適合していないものが多くあります。

今後は、車両の更新や道路整備に合わせたバスていりゅうじょのバリアフリー化を進めるほか、駅前交通広場整備にあたっては、利用者の意見を反映させる場を設け、より利用しやすい施設となるよう検討します。

配慮事項

車両

車両のバリアフリー化（ノンステップバスの導入）を推進する。

じょうこうじょう・ていりゅうじょ（道路管理者との連携）

駅前交通広場では、駅出入口から各ていりゅうじょまで連続した屋根又はひさしを設置することが望ましい。

バスていりゅうじょへのベンチ・屋根の設置や十分な待合スペースを確保する。

バスていりゅうじょはスロープばんを出しやすいよう、歩道の高さを車道より１５センチメートル高いマウントアップ構造とする。

歩道が狭く、スロープばんを出すことが難しいていりゅうじょでは、沿道のみんちを活用するなど、できる限り車いすで乗降できるていりゅうじょを増やすよう努める。

視覚障がい者が乗車する位置に適切に誘導用ブロックを設置する。

案内設備

駅前交通広場の全体像が理解できるような総合案内板を設置する。

視覚障がい者があらかじめ駅前交通広場の構造を理解できるよう配慮することが望ましい。（浮き出しがたの案内図の作成・配布など）。

人的対応・心のバリアフリー

車いすの乗降時にスロープばんによる対応等がスムーズにできるよう、職員研修を充実させる。

利用者への丁寧な声かけやベビーカー利用時の乗降支援など、心のバリアフリーに留意した乗務員の応対に努める。

３、タクシー

バリアフリー化の現状と促進の考えかた

車いすのまま乗車できるユニバーサルデザインタクシーの導入台数は、県南中央交通圏（戸田市・川口市・さいたま市・蕨市、ほか）において２５５台程度（令和３年（２０２１年）４月現在）であり、全体の１３％程度と、導入は十分進んでいるとは言えない状況です。

今後もユニバーサルデザインタクシー等の導入を推進します。合わせて、利用しやすいじょうこうじょうの整備や、乗務員へのユニバーサルドライバー研修の実施を推進します。

配慮事項

車両

福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシーの導入を推進する。

じょうこうじょう

駅前交通広場では、駅出入口からタクシーじょうこうじょうまで連続した屋根又はひさしを設置することが望ましい。

人的対応・心のバリアフリー

乗務員への接遇研修を充実させる。

２５ページ目

参考：課題のある整備の例、望ましい整備の例の写真は省略します

２６ページ目

かっこ２：道路

バリアフリー化の現状と促進の考えかた

市内の歩道は整備された時期により、構造や誘導用ブロックの色・形状・敷設方法、ほしゃどう境界ブロックの形式などがまちまちで統一されていません。

側溝や水路蓋の穴が大きいものが多く、車いすの前輪やはくじょうがはまってしまうなど通行の支障となっています。また、植栽や電柱等により十分な幅員を確保できていない路線や、舗装のがたつき、段差や勾配が目立つ路線があります。自転車利用者が多く、歩道での歩行者との錯綜が大きな問題となっています。

今後は、生活関連経路に設定した路線を中心に、拡幅等に合わせて道路移動等円滑化基準に基づいた整備や自転車レーン等の整備により、歩行者の安全性・快適性の向上に努めます。

歩道のない生活関連経路においては、限られた空間の中で歩行者等の安全性を高め、交通事故の抑制を図るため、路面ひょうじの工夫などにより、路線の現状に応じた対策を検討します。

また、利用者マナー啓発などにより、安心して移動できる歩行者空間を構築することを目指します。

配慮事項

歩道

セミフラット構造を基本とし、横断勾配が小さい歩道を整備する。

水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材を採用する。

ほしゃどう境界は、利用者意見を聞きながら視覚障がい者・車いす使用者双方にとって利用しやすい構造のブロックを採用し、整備を進める。

車止めやモニュメントなどを設置する場合、歩行者動線を避ける、誘導用ブロックを連続設置するなど、視覚障がい者等の衝突防止に配慮する。

歩道の狭い路線では、がいろじゅ等植栽の再配置や電柱等の移設、電線類地中化などにより有効幅員の確保に努めるほか、沿道敷地と連携して車いすのすれ違い可能な空間を設けるなど、可能な対策を検討する。

横断歩道接続部等、歩行者動線上に水路蓋などを設置しないよう留意する。やむを得ず設置する場合は、穴や溝の小さいものを採用する。

交差点には、安全に信号待ちができる平坦な溜まり空間を設ける。

誘導用ブロック

JIS規格に適合した誘導用ブロックを整備する。

舗装と誘導用ブロックの色の差がわかりやすいよう、濃い色の舗装材を採用するか、そくたいを設ける。

横断歩道接続部には確実に点状ブロックを設置し、進入方向がわかるように適切な角度・枚数の線状ブロックを設置する。

歩道に誘導用ブロックを連続設置する場合は、生活関連施設の敷地内の誘導用ブロックと道路の誘導用ブロックが連続するように配慮する。

バスていりゅうじょ

バス事業者と連携し、利用しやすいていりゅうじょを整備する（マウントアップ構造、適切な誘導用ブロックの設置、屋根・ベンチの設置等）。

自転車レーン

自転車レーン等の整備によりしゃどうじょうに自転車の通行空間を明示し、自転車の車道利用を誘導する。

案内設備

鉄道駅から主要な生活関連施設まで連続的に誘導されるよう、生活関連経路じょうにわかりやすい案内サイン、誘導サイン等を設置する。

安全対策

歩道のない道路では、路面ひょうじの工夫などにより自動車・自転車を減速させるなど、交通管理者と連携し、路線の現状に応じた安全対策を検討する。

維持管理

雑草などが歩行の支障とならないよう、定期的に植栽を剪定する。

舗装や誘導用ブロックが劣化している箇所は、速やかに更新・修繕を図る。

教育啓発・心のバリアフリー

歩行者が安心して歩道を歩けるよう、歩きスマホや路上駐輪への対策、自転車利用のルール啓発などを推進する。

２７ページ目

かっこ３：交通安全

バリアフリー化の現状と促進の考えかた

市内の音響式信号機は１４基（令和２年（２０２０年）６月）と、導入が進んでいるとは言えない状況です。

また、歩行者用信号の青時間が短く渡り切れない信号機や、横断歩道の表示が劣化しているなど、交通安全上危険な箇所の指摘が多くあります。

促進方針策定を契機に、交通管理者と道路管理者が連携した交通安全対策を推進し、安心して移動できる歩行者空間を構築することを目指します。

配慮事項

横断歩道・信号機

生活関連経路を構成する交差点においては、音響式や経過時間表示式等のバリアフリー対応信号機の導入を推進する。

歩行者用信号の青時間が短い信号機では、高齢者等でも渡り切れるように時間調整をするか、青延長用押しボタンの設置を検討する。

横断歩道（特に国道などの横断距離の長い箇所や五差路など動線が複雑な箇所）には、エスコートゾーンの整備を推進する。

電柱などで歩行者用信号機が見えにくい箇所は、交通管理者と道路管理者が連携し、位置の調整を図る。

利用者意見を踏まえ、必要な箇所に歩行者用信号機の設置を検討する。

維持管理

横断歩道の表示等が劣化している箇所は速やかに更新・修繕を図る。

安全対策

路面ひょうじの工夫などにより自動車・自転車を減速させるなど、交通管理者と道路管理者が連携し、路線の現状に応じた安全対策を検討する。

自転車通行空間が確保された路線では、普通自転車歩道通行可規制の解除を検討する。

教育啓発・心のバリアフリー

歩行者が安心して歩道を歩けるよう、歩きスマホや路上駐輪への対策、自転車利用のルール啓発などを推進する。

路上駐車対策や横断歩道での一時停止など、自動車利用者への啓発を推進する。

参考：課題のある整備の例、望ましい整備の例の写真は省略します

２８ページ目

かっこ４：建築物・駐車場

バリアフリー化の現状と促進の考えかた

主要な公共施設や病院、大規模商業施設等では、エレベーターや車いす使用者・オストメイト対応トイレ、障がい者用駐車ますなど、基本的なバリアフリー化が実施されていますが、古い施設では使い勝手の悪いものや配慮が不足しているものも見受けられます。改修の機会をとらえて配慮事項を踏まえたバリアフリー化を促進していきます。

また、職員や従業員による人的対応や利用者支援により、安心して利用できる施設となるよう留意します。

配慮事項

出入口・敷地内通路

主要な出入口は自動ドアとする。

送迎による利用が想定される施設では、出入口付近に屋根のある車寄せを設けることが望ましい。

道路から連続し、JIS規格に適合した誘導用ブロックを整備する。

舗装や床面と誘導用ブロックの色の差がわかりやすいよう、濃い色の舗装材を採用するか、そくたいを設ける（しきじゃくしゃの人の見えかたに留意）。

建物内通路

主要な通路は車いすですれ違うことができる幅員を確保する。

物などで通路が狭くなったり、手すりの下や誘導用ブロックじょうに物が置かれることのないよう留意する。

上下移動

エレベーターは、車いす使用者などが利用しやすい構造とする（利用者すうや動線に応じた十分な広さや基数、車いす対応操作盤、足下までみえる鏡、浮きだしボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置など）。

階段は、連続した両側手すりの設置、だんばなの強調（しきじゃくしゃの見えかたに留意）など、安心して利用できるよう配慮する。

トイレ

車いす使用者用トイレは、車いす使用者が内部で転回したり、便器に近づくための十分な広さを確保し、べんぼうないの設備が動線を阻害しないよう配置に留意する。

車いす使用者でも開閉しやすく、出入りしやすい扉とする（可能な限り自動扉とし、車いす使用者が押しやすい位置にボタンを配置する）。

介助が必要な大人等が利用可能な大型ベッドを設置する。

オストメイト対応の流し台や着替え台を設置する。

流すボタンや非常用よびだしボタンの配置、ペーパーホルダーなどの位置をJIS規格に合わせて統一する。

トイレ内の各設備と壁や床の色にコントラストを設け、視覚障がい者等にも認識しやすいよう留意する。

一般トイレの個室は、荷物が多い人や子ども連れなどでも利用しやすい大きさを確保する。

一般トイレ（男女それぞれ）にベビーベッドやベビーチェア等の乳幼児用設備を設置したり、広めのべんぼうを設けるなど、機能の分散を図ることにより、車いす使用者用トイレへの利用者の集中を防ぐ。

性的マイノリティなどの利用に留意し、男女共用トイレの導入を検討する。

駐車場

車いす使用者の乗降に十分な大きさ（３.５メートル×５.０メートル以上）の駐車ますを確保する。

障がい者用駐車ますを屋外に設置する場合は、屋根を設置することが望ましい。

障がい者用駐車ますであることがわかるよう、表示ばんや路面への国際シンボルマークの塗装等の見やすい方法で表示する。

２９ページ目

配慮事項

その他設備

男性でも安心して利用できるよう配慮された授乳室（案内表示やカーテンの設置、女性トイレ側に配置しない等）を設ける。

車いす使用者にも使いやすい低い受付カウンターを設ける。

受付や窓口に筆談用具を設置し、設置されていることがわかるよう耳マーク等を掲示する。

貸出用車いすを用意する。

人的対応・心のバリアフリー

敷地出入口から案内設備や受付・窓口まで誘導用ブロックを設置し、そこから先は従業員等による支援が受けられるようにするなど、利用者への連続的な誘導に配慮する。

窓口においてよびだし番号表示等を用いる場合、視覚障がい者などが困ることのないよう、人的対応によるサポートに留意する。

車いす使用者やベビーカー利用者等がエレベーターを優先的に利用できるよう、表示等で施設利用者への啓発を行う。

駐車場利用におけるマナー・ルール（一般利用者の障がい者用駐車ますの利用禁止など）について、利用者への周知・啓発を行う。

多様な利用者への適切な対応ができるよう、従業員等への接遇研修を実施する。

参考：課題のある整備の例、望ましい整備の例の写真は省略します

３０ページ目

かっこ５：都市公園等

バリアフリー化の現状と促進の考えかた

生活関連施設に設定した公園は、文化施設や市役所に隣接する公園、野球じょうを有する公園、河川堤防の一部となっている公園と、それぞれ市内でも特色のある公園となっています。各公園とも、バリアフリー化された出入口や車いす使用者・オストメイト対応トイレ等、基本的なバリアフリー対応が進められています。

今後も舗装やトイレ、照明などの適切な維持管理に努め、安心して利用できるよう留意します。

配慮事項

出入口

主要な出入口は段差をなくし、車いす使用者が円滑に出入りできる構造とする。大きな公園では、歩行者動線に応じて、複数の出入口をバリアフリー化することが望ましい。

園路

車いす使用者でも通行しやすく舗装された園路を設ける。

上下移動

階段には手すりを設置する。

トイレ

トイレ周辺の適切な明るさを確保する。

車いす使用者用トイレは、車いす使用者が内部で転回したり、便器に近づくための十分な広さを確保し、べんぼうないの設備が動線を阻害しないよう配置に留意する。

車いす使用者でも開閉しやすく、出入りしやすい扉とする（可能な限り自動扉とし、車いす使用者が押しやすい位置にボタンを配置する）。

オストメイト対応の流し台や着替え台を設置する。

介助が必要な大人等が利用可能な大型ベッドを設置する。

流すボタンや非常用よびだしボタンの配置、ペーパーホルダーなどの位置をJIS規格に合わせて統一する。

トイレ内の各設備と壁や床の色にコントラストを設け、視覚障がい者等にも認識しやすいよう留意する。

一般トイレの個室は、荷物が多い人や子ども連れなどでも利用しやすい大きさを確保する。

一般トイレ（男女それぞれ）にベビーベッドやベビーチェア等の乳幼児用設備を設置したり、広めのべんぼうを設けるなど、機能の分散を図ることにより、車いす使用者用トイレへの利用者の集中を防ぐ。

性的マイノリティなどの利用に留意し、男女共用トイレの導入を検討する。

案内設備

エレベーターやトイレなどのバリアフリー設備の位置は、ピクトグラムを用いた大きくわかりやすい表示を設置する。

バリアフリールートがわかりやすいような全体案内図を設置する。

維持管理

清掃や維持管理を適切に行い、公園内の設備やトイレなどが安心して利用できるよう留意する。

参考：望ましい整備の例の写真は省略します

３１ページ目

第５章：特定事業の内容

特定事業とは、基本構想における生活関連施設・生活関連経路、特定車両等のバリアフリー化を具体的な計画にするためのものです。

アンケート調査やまち歩きワークショップ等での市民意見やバリアフリー化の促進に向けた配慮事項に基づき、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、都市公園特定事業、教育啓発特定事業（心のバリアフリー）を設定しました。

なお、各事業に示す実施時期は、以下のとおりです。本市では、車いす使用者用トイレやエレベーターの設置など、基本的なバリアフリー化が図られている施設が多い状況ですが、さらなるバリアフリー化推進のため、ソフト施策など実施しやすい取組を中心に、積極的に事業の位置づけを行いました。また、大規模改修を伴うバリアフリー化では、計画的に予算を確保して整備を推進する必要があるため、すぐには改善が困難な場合もあります。このような計画期間内にバリアフリー化を実施できる見込みがない事業についても、長期的展望を示す観点から位置づけを行い、将来的な実現を目指すものとします。

実施時期のはんれい

前期：令和３年度（２０２１年度）～令和７年度（２０２５年度）

後期：令和８年度（２０２６年度）～令和１２年度（２０３０年度）

展望期：令和１３年度（２０３１年度）以降

継続：計画期間を通じて継続的に実施

順次：実現可能箇所・必要箇所から順次実施

検討中：実施時期について今後検討

次ページ以降に、特定事業の対象施設等一覧とそれぞれの事業内容を示します。

３２ページ目

じぎょうしゅべつ

公共交通特定事業

項目

旅客施設

番号・施設めい等

１：北戸田駅：３４ページ

２：戸田駅：３４ページ

３：とだこうえん駅：３５ページ

項目

バス

番号・施設めい等

１：路線バス：３６ページ

２：コミュニティバス（toco）みささ循環以外：３６ページ

３：コミュニティバス（toco）みささ循環：３７ページ

項目

タクシー

番号・施設めい等

１：タクシー：３７ページ

じぎょうしゅべつ

道路特定事業

項目

国道

番号・施設めい等

１：国道２９８号：３９ページ

４１：国道１７号：３９ページ

項目

県道

番号・施設めい等

２：県道７９号朝霞蕨線（とけいどう３.４.１６：朝霞蕨線）：４１ページ

３２：県道２３６号新倉蕨線（五差路通り）（とけいどう３.５.８：蕨駅前通り西口線）：４１ページ

５３：県道６８号練馬川口線（オリンピック通り）（とけいどう３.５.５：にいぞ川口線）：４２ページ

項目

市道

番号・施設めい等

３：第７１３１号線（とけいどう３.４.２７：北戸田駅東口駅前通り１号線）：４３ページ

４：第７０４２号線（とけいどう３.４.２８：北戸田駅東口駅前通り２号線）：４３ページ

５：第７００１号線：４３ページ

６：第７１１８号線：４４ページ

７：第７０２６号線（にいぞつつじ通り）（とけいどう３.５.６：あしはら上原線）：４４ページ

８：第７０１６号線：４５ページ

９：第７１１９号線：４５ページ

１０：第７０８２号線（とけいどう３.４.１７：北戸田駅西環状線）：４６ページ

１１：とけいどう３.４.３０：北戸田駅西口駅前通り２号線：４６ページ

１２：とけいどう３.４.２９：北戸田駅西口駅前通り１号線：４７ページ

１３：とけいどう３.４.１８：稲荷谷口線：４８ページ

１４：第５００３号線（イオンわくわく通り）・第７０９８号（北部橋）：４８ページ

１５：第５０４１号線：４９ページ

１６：第５０２０号線：４９ページ

１７：第５０１９号線：４９ページ

１８：第５００１号線（とけいどう３.４.１９：にいぞ美女木線）：５０ページ

１９：第７０４５号線（とけいどう３.４.１９：にいぞ美女木線）：５０ページ

２０：第７０１８号線（区１２の４）：５１ページ

２１：第７０８６号線（区１２の５、１２の６）：５１ページ

２２：第７０４６号線（北大通り）（とけいどう３.４.４：旭町山宮線）：５２ページ

２３：とけいどう３.４.２６：戸田駅西口駅前通り線：５３ページ

２４：第７０５２号線（とけいどう３.４.９：旭町沖内線）（西側区間）：５３ページ

２５：第７００９号線（とけいどう３.４.１０：まえや馬場線）：５４ページ

２６：第７０６８号線：５５ページ

２７：第７０５２号線（とけいどう３.４.９：旭町沖内線）（東側区間）：５５ページ

２８：とけいどう３.４.２５：戸田駅東口駅前通り２号線：５６ページ

２９：第７００２号線（区９の５）：５６ページ

３０：第７０５０号線（とけいどう３.４.２４：戸田駅東口駅前通り１号線）（特１６.５の１）（区６の３２、６の３３）：５７ページ

３１：とけいどう３.４.１５：小玉錦町線：５７ページ

３３：第２０３７号線：５８ページ

３４：第２０３６号線（市役所通り）：５９ページ

３５：第２０３５号線（市役所南通り）（とけいどう３.４.９：旭町沖内線）：５９ページ

３６：第７１０７号線：５９ページ

３７：第７１０６号線：６０ページ

３８：第３０６０号線（市役所通り）（とけいどう３.４.１３：とだこうえん駅大前環状線）：６０ページ

３９：第３２００号線（中央病院通り）（とけいどう３.４.２０：とだこうえん駅東口駅前通り１号線）：６１ページ

４０：第３０５４号線（とけいどう３.４.１４：とだこうえん駅かみまえ環状線）：６１ページ

３３ページ目

じぎょうしゅべつ

道路特定事業（つづき）

項目

市道

番号・施設めい等

４２：第３０２９号線：６２ページ

４３：第３０２７号線（東部センター通り）（とけいどう３.６.１１：塚越しも蕨線）：６２ページ

４４：第３０１２号線（中央通り）：６３ページ

４５：第３０５３号線：６３ページ

４６：第３０５６号線（でんわきょく通り）（とけいどう３.４.１２：本町しもまえ線）：６４ページ

４７：第３００３号線：６４ページ

４８：第３０６３号線（とけいどう３.４.２１：とだこうえん駅東口駅前通り２号線）：６５ページ

４９：第３０７１号線（とけいどう３.４.２３：とだこうえん駅西口駅前通り２号線）：６５ページ

５０：第３１９８号線：６６ページ

５１：第３１９７号線：６６ページ

５２：第３０５５号線（とけいどう３.４.２２：とだこうえん駅西口駅前通り１号線）：６６ページ

５４：第３０９７号線：６７ページ

５５：第３２２４号線：６７ページ

５６：第３２１４号線：６７ページ

５７：第３２１５号線：６８ページ

５８：第３２１６号線：６８ページ

５９：第３２１７号線：６８ページ

６０：第３２１８号線：６９ページ

６２：第３０６５号線：６９ページ

６３：第３０７４号線（戸田中通り）：６９ページ

６４：第３０２３号線（戸二小通り）：７０ページ

項目

駅前交通広場

番号・施設めい等

１：北戸田駅東口駅前交通広場：７１ページ

２：北戸田駅西口駅前交通広場：７１ページ

３：戸田駅西口駅前交通広場：７２ページ

４：とだこうえん駅西口駅前交通広場等：７２ページ

交通安全特定事業

施設めい等

埼玉県公安委員会、埼玉県蕨警察署：７４ページ

じぎょうしゅべつ

建築物特定事業

項目

公共・公益施設

番号・施設めい等

１：戸田市役所：７５ページ

２：とだこうえん駅前行政センター（出張所・駅前配本じょ・駅前子育て広場・観光情報館トビック）：７６ページ

３：戸田市役所にいぞ南庁舎（にいぞ南た世代交流館さくらパル、にいぞ地域包括支援センター）：７７ページ

４：かみとだ地域交流センターあいパル（図書館かみとだ分館）：７７ページ

７：東部福祉センター（しもとだ公民館・図書館しもとだ分室・東部れんらくじょ）：７８ページ

８：にいぞ福祉センター（にいぞ公民館・勤労福祉センター）：７９ページ

９：中央図書館・郷土博物館：８０ページ

１０：生涯学習施設（あしはら小学校内）：８１ページ

１１：文化会館：８２ページ

１３：児童センターこどもの国：８２ページ

１４：スポーツセンター：８３ページ

項目

保健・福祉施設

番号・施設めい等

２：心身障害者福祉センター（図書館しもとだ南分室）：８４ページ

３：福祉保健センター（社会福祉協議会・障害者基幹相談支援センター）：８５ページ

４：健康福祉の杜（中央地域包括支援センター）：８６ページ

項目

医療施設

番号・施設めい等

２：戸田中央総合病院：８６ページ

項目

商業施設

番号・施設めい等

１：イオンモール北戸田：８７ページ

２：スーパーバリュー戸田店：８８ページ

３：T-FRONTE：８９ページ

５：ビーンズとだこうえん：８９ページ

１３：ヤオコー戸田駅前店：９０ページ

じぎょうしゅべつ

都市公園特定事業

項目

公園・緑地

番号・施設めい等

１：うしろや公園：９１ページ

５：北部公園：９１ページ

じぎょうしゅべつ

教育啓発特定事業：９２ページ

３４ページ目

５の１：公共交通特定事業

【旅客施設の１】北戸田駅

事業主体：東日本旅客鉄道株式会社

現状とバリアフリー化の今後の方針

エレベーターや車いす使用者・オストメイト対応トイレ、内方線付き点状ブロックの整備、可変式情報表示装置の設置など、基本的なバリアフリー化は完了している。

今後は、ホームドアの整備を推進するほか、設備の更新に合わせた機能充実や、わかりやすい案内への配慮、人的対応・心のバリアフリーの取組を推進する。

事業内容・実施時期

項目

ホーム

事業内容

ホームドアや可動式ホームさくの設置

実施時期　展望期

項目

改札口

事業内容

有人改札口以外の自動改札機に、車いすやベビーカー利用者に配慮した拡幅改札の設置

実施時期　展望期

項目

券売機等

事業内容

券売機等のけこみは、高さ６０センチメートル以上、奥行き４０センチメートル以上とし、車いすでも利用できるよう配慮

実施時期　展望期

項目

トイレ

事業内容

一般トイレ（男女それぞれ）に乳幼児用設備の設置や、広めのべんぼうを設けるなどの機能分散の検討

実施時期　展望期

項目

案内設備

事業内容

ピクトグラムによるバリアフリー設備の情報提供の充実

実施時期　展望期

事業内容

事故や遅延に関する情報などは、アナウンスと合わせて速やかに電光掲示等に表示し、聴覚障がい者でも情報を得られるように配慮

実施時期　継続

事業内容

エレベーターへの案内誘導の充実

実施時期　展望期

項目

人的対応・心のバリアフリー

事業内容

エレベーターの優先利用やエスカレーターの２列利用等について、利用者へのマナー啓発の実施

窓口の駅員不在の時間における利用者の利便性が下がらないよう留意

実施時期　継続

【旅客施設の２】戸田駅

事業主体：東日本旅客鉄道株式会社

現状とバリアフリー化の今後の方針

エレベーターや車いす使用者・オストメイト対応トイレ、内方線付き点状ブロックの整備、可変式情報表示装置の設置など、基本的なバリアフリー化は完了している。

今後は、ホームドアの整備を推進するほか、設備の更新に合わせた機能充実や、わかりやすい案内への配慮、人的対応・心のバリアフリーの取組を推進する。

事業内容・実施時期

項目

ホーム

事業内容

ホームドアや可動式ホームさくの設置

実施時期　展望期

３５ページ目

事業内容・実施時期

項目

ホーム（つづき）

事業内容

ホームの通路が狭くなっている箇所における安全対策や注意喚起の実施

実施時期　継続

項目

改札口

事業内容

有人改札口以外の自動改札機に、車いすやベビーカー利用者に配慮した拡幅改札の設置

実施時期　展望期

項目

券売機等

事業内容

券売機等のけこみは、高さ６０センチメートル以上、奥行き４０センチメートル以上とし、車いすでも利用できるよう配慮

実施時期　展望期

項目

トイレ

事業内容

一般トイレ（男女それぞれ）に乳幼児用設備の設置や、広めのべんぼうを設けるなどの機能分散の検討

実施時期　展望期

項目

案内設備

事業内容

ピクトグラムによるバリアフリー設備の情報提供の充実

実施時期　展望期

事業内容

事故や遅延に関する情報などは、アナウンスと合わせて速やかに電光掲示等に表示し、聴覚障がい者でも情報を得られるように配慮

実施時期　継続

事業内容

車いす使用者用トイレやエレベーターへの案内誘導の充実

実施時期　展望期

項目

人的対応・心のバリアフリー

事業内容

エレベーターの優先利用やエスカレーターの２列利用等について、利用者へのマナー啓発の実施

実施時期　継続

事業内容

窓口の駅員不在の時間における利用者の利便性が下がらないよう留意

実施時期　継続

【旅客施設の３】とだこうえん駅

事業主体：東日本旅客鉄道株式会社

現状とバリアフリー化の今後の方針

エレベーターや車いす使用者・オストメイト対応トイレ、内方線付き点状ブロックの整備、可変式情報表示装置の設置など、基本的なバリアフリー化は完了している。

今後は、ホームドアの整備を推進するほか、設備の更新に合わせた機能充実や、わかりやすい案内への配慮、人的対応・心のバリアフリーの取組を推進する。

事業内容・実施時期

項目

ホーム

事業内容

ホームドアや可動式ホームさくの設置

実施時期　展望期

事業内容

ホームの通路が狭くなっている箇所における安全対策や注意喚起の実施

実施時期　継続

項目

改札口

事業内容

有人改札口以外の自動改札機に、車いすやベビーカー利用者に配慮した拡幅改札の設置

実施時期　展望期

項目

券売機等

項目

事業内容

券売機等のけこみは、高さ６０センチメートル以上、奥行き４０センチメートル以上とし、車いすでも利用できるよう配慮

実施時期　展望期

事業内容

券売機等にインターホンのわかりやすい表示の掲示

実施時期　継続

項目

トイレ

事業内容

一般トイレ（男女それぞれ）に乳幼児用設備の設置や、広めのべんぼうを設けるなどの機能分散の検討

実施時期　展望期

項目

案内設備

事業内容

ピクトグラムによるバリアフリー設備の情報提供の充実

実施時期　展望期

３６ページ目

項目

案内設備（つづき）

事業内容

事故や遅延に関する情報などは、アナウンスと合わせて速やかに電光掲示等に表示し、聴覚障がい者でも情報を得られるように配慮

実施時期　継続

事業内容

車いす使用者用トイレやエレベーターへの案内誘導の充実

実施時期　展望期

項目

人的対応・心のバリアフリー

事業内容

エレベーターの優先利用やエスカレーターの２列利用等について、利用者へのマナー啓発の実施

実施時期　継続

【バスの１】路線バス

事業主体：国際興業株式会社

現状とバリアフリー化の今後の方針

市内は路線バス(国際興業バス)及びコミュニティバス(toco バス)が運行し、路線バスではノンステップバスとなっていない車両がある。

駅前交通広場については、北戸田駅東口、とだこうえん駅西口は整備済みであり、戸田駅西口駅前交通広場の改修が令和４年（２０２２年）２月に完了した。また、バスていりゅうじょは道路構造や上屋・ベンチの設置などについて、基準に適合していないものが多くある。

今後は、車両の更新や道路整備に合わせたバスていりゅうじょのバリアフリー化を道路管理者・交通管理者と連携、協議の上進めるほか、駅前交通広場整備にあたっては、利用者の意見を反映させる場を設け、より利用しやすい施設となるよう道路管理者、交通管理者との連携、協議を実施する。

事業内容・実施時期

項目

車両

事業内容

車両のバリアフリー化（ノンステップバスの導入）の推進

実施時期　前期

項目

案内設備

事業内容

多様な利用者を想定した案内表示の充実

実施時期　前期

項目

人的対応・心のバリアフリー

事業内容

車いすの乗降時におけるスロープばんによる適切な対応等のための職員研修の充実

実施時期　継続

事業内容

利用者への丁寧な声かけやベビーカー利用時の乗降支援などの適切な対応の実施

実施時期　継続

【バスの２】コミュニティバス（toco）みささ循環以外

事業主体：国際興業株式会社

現状とバリアフリー化の今後の方針

市内は路線バス(国際興業バス)及びコミュニティバス(toco バス)が運行し、コミュニティバスは全て車いすで使用可能な車両となっている。

駅前交通広場については、北戸田駅東口、とだこうえん駅西口は整備済みであり、戸田駅西口駅前交通広場の改修が令和４年（２０２２年）２月に完了した。また、バスていりゅうじょは道路構造や上屋・ベンチの設置などについて、基準に適合していないものが多くある。

今後は、車両の更新や道路整備に合わせたバスていりゅうじょのバリアフリー化を道路管理者・交通管理者と連携、協議の上進めるほか、駅前交通広場整備にあたっては、利用者の意見を反映させる場を設け、より利用しやすい施設となるよう道路管理者、交通管理者との連携、協議を実施する。

３７ページ目

事業内容・実施時期

項目

案内設備

事業内容

多様な利用者を想定した案内表示の充実

実施時期　前期

項目

人的対応・心のバリアフリー

事業内容

車いすの乗降時におけるスロープばんによる適切な対応等のための職員研修の充実

実施時期　継続

事業内容

利用者への丁寧な声かけやベビーカー利用時の乗降支援などの適切な対応の実施

実施時期　継続

事業内容

停車時の車高調整（ニーリング）の実施

実施時期　継続

【バスの３】コミュニティバス（toco）みささ循環

事業主体：埼京タクシー株式会社

現状とバリアフリー化の今後の方針

市内は路線バス(国際興業バス)及びコミュニティバス(toco バス)が運行されており、コミュニティバスは全て車いすで使用可能な車両となっている。

駅前交通広場については、北戸田駅東口、とだこうえん駅西口は整備済みであり、戸田駅西口駅前交通広場の改修が令和４年（２０２２年）２月に完了した。また、バスていりゅうじょは道路構造や上屋・ベンチの設置などについて、基準に適合していないものが多くある。

今後は、車両の更新や道路整備に合わせたバスていりゅうじょのバリアフリー化を道路管理者・交通管理者と連携、協議の上進めるほか、駅前交通広場整備にあたっては、利用者の意見を反映させる場を設け、より利用しやすい施設となるよう道路管理者、交通管理者との連携、協議を実施する。

事業内容・実施時期

項目

人的対応・心のバリアフリー

事業内容

車いすの乗降時におけるスロープばんによる適切な対応等のための職員研修の充実

実施時期　継続

事業内容

利用者への丁寧な声かけやベビーカー利用時の乗降支援などの適切な対応の実施

実施時期　継続

【タの１】タクシー

事業主体：埼玉県乗用自動車協会（埼京タクシー株式会社）

現状とバリアフリー化の今後の方針

車いすのまま乗車できるユニバーサルデザインタクシーの導入台数は、県南中央交通圏(戸田市・川口市・さいたま市・蕨市他)において２５５台(令和３年（２０２１年）４月現在)であり、全体の１３%程度となっている。

今後もユニバーサルデザインタクシー等の導入を推進する。合わせて、乗務員への接遇研修の充実を図る。

３８ページ目

事業内容・実施時期

項目

車両

事業内容

福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシーの導入を推進

実施時期　順次

項目

人的対応・心のバリアフリー

事業内容

乗務員への接遇研修の充実

実施時期　継続

３９ページ目

５の２：道路特定事業

以降に示す路線番号は、第３章１８～２０ページの重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路の図に示す路線番号に対応しています。

国道

路線番号　１　路線めい　国道２９８号

事業主体：国土交通省　関東地方整備局　北首都国道事務所

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はマウントアップ構造で整備されており、誘導用ブロックは連続設置されている。また、歩道上を植栽等で分離した自転車つうこうたいが整備されている。今後も引き続き、植栽の剪定や劣化箇所の更新修繕等の維持管理を行う。

事業内容・実施時期

項目

誘導用ブロック

事業内容

施設と道路の誘導用ブロックの連続性確保（施設設置管理者等との調整）

実施時期　前期

項目

案内設備

事業内容

主要な生活関連施設へ誘導する案内サイン、誘導サイン等の設置検討

実施時期　後期

項目

安全対策

事業内容

横断歩道接続部における自転車への注意喚起の実施

実施時期　前期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

項目

維持管理

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

項目

教育啓発・心のバリアフリー

事業内容

歩きスマホや路上駐輪への対策、自転車利用のルール啓発などの推進

実施時期　継続

路線番号　４１　路線めい　国道１７号

事業主体：国土交通省　関東地方整備局　大宮国道事務所

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道は一部区間を除きセミフラット構造で整備されている。渡河部に一部階段がある。誘導用ブロックは一部設置されている。自転車通行環境は車道に令和３年度（２０２１年度）整備予定で、自転車歩道通行可規制がされている。歩道幅員が狭く制約があるが、配慮事項を踏まえ、実施可能性も含めて整備内容を検討する。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備事業内容

実施時期　検討中

事業内容

水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用

実施時期　検討中

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備に向けた検討

実施時期　検討中

４０ページ目

項目

歩道（つづき）

事業内容

視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置に向けた検討

実施時期　検討中

項目

誘導用ブロック

事業内容

誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・輝度比の確保・生活関連施設との連続性確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）に向けた検討

実施時期　検討中

項目

案内設備

事業内容

主要な生活関連施設へ誘導する案内サイン、誘導サイン等の設置に向けた検討

実施時期　検討中

項目

教育啓発・心のバリアフリー

事業内容

歩きスマホや路上駐輪への対策、自転車利用のルール啓発などの推進（市との連携）

実施時期　継続

４１ページ目

　県道

路線番号　２　路線めい 県道７９号朝霞蕨線（とけいどう３.４.１６　朝霞蕨線）

事業主体：埼玉県　さいたまけんど整備事務所

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はフラットになっており、えんせきの区間とガードレールの区間が混在している。誘導用ブロックは整備されていない。一部区間で自転車の通行位置を示す路面表示が整備されている（やばね）。歩道の大規模改良・更新時には移動等円滑化基準に準じた整備を行うこととし、当面は、維持管理・修繕の範囲で対応可能な対策を行う。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

歩道と沿道施設の間の段差を解消

実施時期　展望期

事業内容

水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用

実施時期　展望期

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　展望期

事業内容

十分な有効幅員が確保された歩道の整備

実施時期　展望期

事業内容

側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用

実施時期　展望期

項目

誘導用ブロック

事業内容

誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・生活関連施設との連続性確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）

実施時期　後期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　継続

項目

教育啓発・心のバリアフリー

事業内容

歩きスマホや路上駐輪への対策、自転車利用のルール啓発などの推進

実施時期　継続

路線番号　３２　路線めい　県道２３６号新倉蕨線（五差路通り）（とけいどう３.５.８　蕨駅前通り西口線）

事業主体：埼玉県　さいたまけんど整備事務所

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はフラットになっており、幅員は２.５メートル程度となっている。誘導用ブロックは整備されていない。自転車の通行位置を示す路面表示が整備されている（やばね）。歩道の大規模改良・更新時には移動等円滑化基準に準じた整備を行うこととし、当面は、維持管理・修繕の範囲で対応可能な対策を行う。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用

実施時期　展望期

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　展望期

４２ページ目

事業内容・実施時期

項目

歩道（つづき）

事業内容

十分な有効幅員が確保された歩道の整備

実施時期　展望期

事業内容

側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用

実施時期　展望期

事業内容

横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保

実施時期　展望期

項目

誘導用ブロック

事業内容

誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・生活関連施設との連続性確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）

実施時期　後期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　継続

項目

教育啓発・心のバリアフリー

事業内容

歩きスマホや路上駐輪への対策、自転車利用のルール啓発などの推進

路線番号　５３　路線めい　県道６８号練馬川口線（オリンピック通り）（とけいどう３.５.５ にいぞ川口線）

事業主体：埼玉県　さいたまけんど整備事務所

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はフラットになっており、幅員は２.５メートル程度となっている。一部区間で横断歩道接続部への誘導用ブロックが設置されている。また、一部区間で自転車の通行位置を示す路面表示が整備されている（やばね）。歩道の大規模改良・更新時には移動等円滑化基準に準じた整備を行うこととし、当面は、維持管理・修繕の範囲で対応可能な対策を行う。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用

実施時期　展望期

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　展望期

事業内容

十分な有効幅員が確保された歩道の整備

実施時期　展望期

事業内容

側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用

実施時期　展望期

事業内容

横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保

実施時期　展望期

項目

誘導用ブロック

事業内容

誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・生活関連施設との連続性確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）

実施時期　前期

項目

バスていりゅうじょ

事業内容

利用しやすいバスていりゅうじょの整備

実施時期　前期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

項目

教育啓発・心のバリアフリー

事業内容

歩きスマホや路上駐輪への対策、自転車利用のルール啓発などの推進

実施時期　継続

４３ページ目

市道

路線番号　３　路線めい　第７１３１号線（とけいどう３.４.２７　北戸田駅東口駅前通り１号線）

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はセミフラット構造で、幅員は５.５メートルあり、誘導用ブロックが連続設置されている。自転車通行環境の整備は無く、自転車歩道通行可規制はされていない。今後も引き続き、植栽の剪定や劣化箇所の更新修繕等の維持管理を行う。

事業内容・実施時期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　４　路線めい　第７０４２号線（とけいどう３.４.２８　北戸田駅東口駅前通り２号線）

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はセミフラット構造で、幅員は５.５メートルあり、駅側はインターロッキングブロックで整備済み、東側の区間はアスファルトによる暫定整備となっている。整備済み箇所には誘導用ブロックが連続設置されている。自転車通行環境の整備は無く、自転車歩道通行可規制はされていない。改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフリー化を推進する。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用

実施時期　展望期

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　展望期

事業内容

視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置

実施時期　展望期

項目

誘導用ブロック

事業内容

誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）

実施時期　展望期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　５　路線めい　第７００１号線

事業主体：戸田市

４４ページ目

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

マウントアップ構造の歩道が整備されたロータリーを含む道路であり、誘導用ブロックは周辺施設との連続性をもって設置されている。今後も引き続き、雑草の除去や劣化箇所の更新修繕等の維持管理を行う。

事業内容・実施時期

項目

誘導用ブロック

事業主体

県道との管理境界における誘導用ブロックの連続性確保

実施時期　検討中

項目

維持管理

事業主体

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業主体

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　６　路線めい　第７１１８号線

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道がないJRの管理用道路であり、車両及びバイクの進入を抑制するためのさくがたんぶに設置されている。今後も引き続き、雑草の除去や劣化箇所の更新修繕等の維持管理を行う。

事業内容・実施時期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　７　路線めい　第７０２６号線（にいぞつつじ通り）（とけいどう３.５.６　あしはら上原線）

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はセミフラット構造で、幅員は５.５メートルあり、一部未整備で歩道が狭い区間や暫定整備となっている区間がある。整備済み箇所には誘導用ブロックが連続設置されている。自転車通行環境の整備は無く、自転車歩道通行可規制はされていない。道路築造工事を推進するとともに、改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフリー化を図る。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備

実施時期　後期・展望期

事業内容

水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用

実施時期　展望期

４５ページ目

項目

歩道（つづき）

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　展望期

事業内容

視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置

実施時期　展望期

事業内容

十分な有効幅員が確保された歩道の整備

実施時期　後期・展望期

事業内容

側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用

実施時期　展望期

事業内容

横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保

実施時期　展望期

項目

誘導用ブロック

事業内容

誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・輝度比の確保・生活関連施設との連続性確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）

実施時期　展望期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　９　路線めい　第７１１９号線

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道がないJRの管理用道路であり、車両及びバイクの進入を抑制するためのさくがたんぶに設置されている。今後も引き続き、雑草の除去や劣化箇所の更新修繕等の維持管理を行う。

４６ページ目

事業内容・実施時期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　継続

路線番号１０　路線めい　第７０８２号線（とけいどう３.４.１７　北戸田駅西環状線）

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

笹目川プロムナード事業により片側歩道を確保している。歩道はセミフラット構造で、幅員は４.７５メートルあり、一部未整備で歩道が狭い区間や暫定整備となっている区間がある。整備済み箇所には誘導用ブロックが連続設置されている。自転車通行環境の整備は無く、自転車歩道通行可規制はされていない。道路築造工事を推進するとともに、改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフリー化を図る。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備

実施時期　後期・展望期

事業内容

水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用

実施時期　後期・展望期

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　後期・展望期

事業内容

十分な有効幅員が確保された歩道の整備

実施時期　後期・展望期

事業内容

側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用

実施時期　後期・展望期

事業内容

横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保

実施時期　後期・展望期

項目

誘導用ブロック

事業内容

誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）

実施時期　後期・展望期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　１１　路線めい　とけいどう３.４.３０　北戸田駅西口駅前通り２号線

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はセミフラット構造で、幅員は４.５メートルあり、一部未整備で歩道が無い区間がある。誘導用ブロックについては今後整備をおこなっていく。自転車通行環境の整備は無く、自転車歩道通行可規制はされていない。道路築造工事を推進するとともに、改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフリー化を図る。

４７ページ目

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備

実施時期　前期

事業内容

水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用

実施時期　前期

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　前期

事業内容

十分な有効幅員が確保された歩道の整備

実施時期　前期

事業内容

側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用

実施時期　前期

事業内容

横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保

実施時期　前期

項目

誘導用ブロック

事業内容

誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　１２　路線めい　とけいどう３.４.２９　北戸田駅西口駅前通り１号線

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はセミフラット構造で、幅員は５.５メートルあり、一部未整備で歩道が狭い区間や暫定整備となっている区間がある。整備済み箇所には誘導用ブロックが連続設置されている。自転車通行環境の整備は無く、自転車歩道通行可規制はされていない。道路築造工事を推進するとともに、改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフリー化を図る。

事業内容・実施時期

歩道

事業内容

セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備

実施時期　前期

項目

事業内容

水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用

実施時期　前期

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

事業内容

ほしゃどう境界ブロックの視認性の確保

実施時期　前期

事業内容

視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置

実施時期　前期

事業内容

十分な有効幅員が確保された歩道の整備

実施時期　前期

事業内容

側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用

実施時期　前期

事業内容

横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保

実施時期　前期

４８ページ目

項目

誘導用ブロック

事業内容

誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）

実施時期　前期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　１３　路線めい　とけいどう３.４.１８　稲荷谷口線

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はセミフラット構造で、幅員は４.７５メートルあり、一部の暫定整備区間を残して整備済みである。整備済み箇所には誘導用ブロックが連続設置されている。自転車通行環境の整備は無く、自転車歩道通行可規制はされていない。改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフリー化を推進する。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備

実施時期　後期・展望期

事業内容

水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用

実施時期　後期・展望期

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　後期・展望期

事業内容

側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用

実施時期　後期・展望期

項目

誘導用ブロック

事業内容

誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）

実施時期　後期・展望期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

路線番号１４　路線めい　第５００３号線（イオンわくわく通り）・第７０９８号（北部橋）

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はフラット構造で整備されており、ほしゃどうの境界としてえんせきが設置されている。誘導用ブロックは横断歩道接続部に設置されている。

また、自転車の通行位置を示す路面表示が整備されている。歩道等を含めた路線全体として、更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期

項目

誘導用ブロック

事業内容

施設と道路の誘導用ブロックの連続性を確保

実施時期　展望期

４９ページ目

項目

バスていりゅうじょ

事業内容

利用しやすいバスていりゅうじょの整備

実施時期　前期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

路線番号１５　路線めい　第５０４１号線

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はフラット構造で片側のみ整備されており、ほしゃどうの境界としてえんせきが設置されている。誘導用ブロックは設置されていない。歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　１６　路線めい　第５０２０号線

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はフラット構造で整備されており、ほしゃどうの境界としてえんせきが設置されている。また、部分的に進入禁止のための車止めが設置されている。誘導用ブロックは設置されていない。歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　１７　路線めい　第５０１９号線

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

整備された遊歩道があり、部分的にマウントアップ構造とセミフラット構造が混在している。誘導用ブロックは設置されていない。また、自転車の通行位置を示す路面表示が整備されている。歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。

５０ページ目

事業内容・実施時期

項目

案内設備

事業内容

主要な生活関連施設へ誘導する案内サイン、誘導サイン等の設置

実施時期　後期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　１８　路線めい　第５００１号線（とけいどう３.４.１９　にいぞ美女木線）

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はフラット構造で整備されており、ほしゃどうの境界としてえんせきが設置されている。誘導用ブロックは横断歩道接続部に設置されている。また、自転車専用つうこうたいが整備されている。歩道等を含めた路線全体として、更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　１９　路線めい　第７０４５号線（とけいどう３.４.１９　にいぞ美女木線）

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はセミフラット構造で、幅員は４.７５メートルあり、概ね整備済みであるが一部歩道が無い区間がある。整備済み箇所には誘導用ブロックが連続設置されている。自転車通行環境の整備は無く、自転車歩道通行可規制はされていない。道路築造工事を推進するとともに、改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフリー化を推進する。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備

実施時期　後期・展望期

事業内容

水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用

実施時期　後期・展望期

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　後期・展望期

事業内容

視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置

実施時期　後期・展望期

事業内容

十分な有効幅員が確保された歩道の整備

実施時期　後期・展望期

５１ページ目

項目

歩道（つづき）

事業内容

側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用

実施時期　後期・展望期

事業内容

横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保

実施時期　後期・展望期

項目

誘導用ブロック

事業内容

誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）

実施時期　後期・展望期

項目

バスていりゅうじょ

事業内容

利用しやすいバスていりゅうじょの整備

実施時期　展望期

項目

維持管理

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　２０　路線めい　第７０１８号線（区１２の４）

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はフラット構造で、幅員は２.５メートルあるが、一部歩道の無い箇所がある。誘導用ブロックについては今後整備をおこなっていく予定。自転車通行環境の整備は無く、自転車歩道通行可規制はされていない。改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフリー化を推進する。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備

実施時期　前期・後期

事業内容

水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用

実施時期　前期・後期

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　前期・後期

事業内容

視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置

実施時期　前期・後期

事業内容

十分な有効幅員が確保された歩道の整備

実施時期　前期・後期

事業内容

側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用

実施時期　前期・後期

事業内容

横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保

実施時期　前期・後期

項目

誘導用ブロック

事業内容

誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）

実施時期　前期・後期

項目

維持管理

事業内容

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　前期・後期

路線番号　２１　路線めい　第７０８６号線（区１２の５、１２の６）

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はセミフラット構造で、区１２の５の幅員は水路敷３.０メートル含む４.５メートル（北側）と１.５メートル（南側）の歩道構成となる予定である。１２の６の幅員は２.５メートルあるが、一部歩道の無い箇所がある。誘導用ブロックについては今後整備をおこなっていく予定。自転車通行環境の整備は無く、自転車歩道通行可規制はされていない。道路築造工事を推進するとともに、改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフリー化を推進する。

５２ページ目

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備

実施時期　展望期

事業内容

水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用

実施時期　展望期

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　展望期

事業内容

視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置

実施時期　展望期

事業内容

十分な有効幅員が確保された歩道の整備

実施時期　展望期

事業内容

側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用

実施時期　展望期

事業内容

横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保

実施時期　展望期

項目

誘導用ブロック

事業内容

誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）

実施時期　展望期

項目

バスていりゅうじょ

事業内容

利用しやすいバスていりゅうじょの整備

実施時期　展望期

項目

維持管理

事業内容

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　２２　　路線めい　第７０４６号線（北大通り）（とけいどう３.４.４　旭町山宮線）

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はセミフラット構造で、拡幅済みの幅員は５.５メートル、未整備部分の幅員は３.５メートルとなっている。誘導用ブロックについては今後整備をおこなっていく予定。南側の一部区間で自転車の通行位置を示す路面表示が整備されている。道路築造工事を推進するとともに、改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフリー化を推進する。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備

実施時期　前期・後期

事業内容

水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用

実施時期　展望期

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　前期・後期

事業内容

視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置

実施時期　展望期

事業内容

十分な有効幅員が確保された歩道の整備

実施時期　前期・後期

事業内容

側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用

実施時期　前期・後期

事業内容

つまずきの原因となる側溝の段差解消

実施時期　検討中

５３ページ目

項目

歩道（つづき）

事業内容

横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保

実施時期　前期・後期

項目

誘導用ブロック

事業内容

誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）

実施時期　展望期

項目

バスていりゅうじょ

事業内容

利用しやすいバスていりゅうじょの整備

実施時期　展望期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　２３　路線めい　とけいどう３.４.２６　戸田駅西口駅前通り線

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

駅前交通広場リニューアルにあわせて整備中であり、歩道はセミフラット構造で、幅員は３.５メートルで整備する。誘導用ブロックは連続設置する予定。また、自転車専用つうこうたいを整備する予定。整備後は適切に維持管理を図る。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備

実施時期　前期

事業内容

水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用

実施時期　前期

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　前期

項目

誘導用ブロック

事業内容

誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）

実施時期　前期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　２４　路線めい　第７０５２号線（とけいどう３.４.９　旭町沖内線）（西側区間）

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はセミフラット構造で、拡幅済みの幅員は５.５メートル、未整備部分の幅員は約１.０メートルある。誘導用ブロックについては今後整備をおこなっていく予定。自転車専用つうこうたいが整備されている。道路築造工事を推進するとともに、改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフリー化を推進する。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備

実施時期　前期・後期

５４ページ目

項目

歩道（つづき）

事業内容

水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用

実施時期　展望期

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　前期・後期

事業内容

視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置

実施時期　展望期

事業内容

十分な有効幅員が確保された歩道の整備

実施時期　前期・後期

事業内容

側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用

実施時期　前期・後期

事業内容

戸田駅、とだこうえん駅周辺の排水対策の実施

実施時期　展望期

事業内容

横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保

実施時期　前期・後期

項目

誘導用ブロック

事業内容

誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）

実施時期　展望期

項目

バスていりゅうじょ

事業内容

利用しやすいバスていりゅうじょの整備

実施時期　前期

項目

維持管理

事業内容

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　２５　路線めい　第７００９号線（とけいどう３.４.１０　まえや馬場線）

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はフラット構造（片側）で、幅員２.３メートル程度である。先行整備された箇所は、セミフラット構造で片側幅員３.５メートルとなっている。誘導用ブロック及び自転車通行空間は設置されていない。都市計画道路事業を施行ちゅうであり、用地買収により、部分的に暫定的な歩行空間を整備している。用地買収完了後には、拡幅及び無電柱化を実施することにより、移動等円滑化基準に準じた整備を行う。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備

実施時期　後期

事業内容

水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用

実施時期　後期

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　後期

事業内容

視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置

実施時期　後期

事業内容

十分な有効幅員が確保された歩道の整備

実施時期　後期

事業内容

側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用

実施時期　後期

事業内容

横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保

実施時期　後期

項目

誘導用ブロック

事業内容

誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・輝度比の確保・生活関連施設との連続性確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）

実施時期　後期

項目

バスていりゅうじょ

事業内容

利用しやすいバスていりゅうじょの整備

実施時期　後期

５５ページ目

項目

案内設備

事業内容

主要な生活関連施設へ誘導する案内サイン、誘導サイン等の設置

実施時期　後期

路線番号　２６　路線めい　第７０６８号線

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

車道に沿った水路敷（さっきょに蓋掛けした部分を含め幅員が約４.５メートルから６.２メートル程度）が歩行空間として利用されている。誘導用ブロック及び自転車通行空間は設置されていない。今後は車道の整備と併せて水路敷を歩道形態として整備する予定である。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備

実施時期　展望期

事業内容

水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用

実施時期　展望期

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　展望期

事業内容

視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置

実施時期　展望期

事業内容

十分な有効幅員が確保された歩道の整備

実施時期　展望期

事業内容

側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用

実施時期　展望期

事業内容

横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保

実施時期　展望期

項目

誘導用ブロック

事業内容

誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・輝度比の確保・生活関連施設との連続性確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）

実施時期　展望期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　２７　路線めい　第７０５２号線（とけいどう３.４.９　旭町沖内線）（東側区間）

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はセミフラット構造で、拡幅済みの幅員は５.５メートル、未整備部分の幅員は約１.０メートルある。誘導用ブロックについては今後整備をおこなっていく予定。自転車専用つうこうたいが整備されている。道路築造工事を推進するとともに、改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフリー化を推進する。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備

実施時期　展望期

５６ページ目

項目

歩道（つづき）

事業内容

水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用

実施時期　展望期

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　展望期

事業内容

視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置

実施時期　展望期

事業内容

十分な有効幅員が確保された歩道の整備

実施時期　展望期

事業内容

側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用

実施時期　展望期

事業内容

横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保

実施時期　展望期

項目

誘導用ブロック

事業内容

誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・輝度比の確保・生活関連施設との連続性確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）

実施時期　展望期

項目

維持管理

事業内容

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　２８　路線めい　とけいどう３.４.２５　戸田駅東口駅前通り２号線

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

現状道路形態が無い。道路築造工事の際にはセミフラット構造で整備し、歩道幅員は５.５メートルを予定している。歩道整備の際には誘導用ブロックを設置する予定。自転車通行環境の整備方法は未定である。今後の土地区画整理事業によりバリアフリー化を推進する。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備

実施時期　展望期

事業内容

水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用

実施時期　展望期

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　展望期

事業内容

側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用

実施時期　展望期

事業内容

横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保

実施時期　展望期

項目

誘導用ブロック

事業内容

誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）

実施時期　展望期

路線番号２９　路線めい　第７００２号線（区９の５）

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はセミフラット構造で、片側３.０メートルの幅員を確保し、誘導用ブロックについては今後整備をおこなっていく予定。自転車通行環境の整備は無く、自転車歩道通行可規制はされていない。改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフリー化を推進する。

５７ページ目

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用

実施時期　展望期

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　展望期

事業内容

視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置

実施時期　展望期

事業内容

側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用

実施時期　展望期

事業内容

横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保

実施時期　展望期

項目

誘導用ブロック

実施時期　展望期

項目

維持管理

実施時期　継続

路線番号　３０　路線めい　第７０５０号線　（とけいどう３.４.２４　戸田駅東口駅前通り１号線）（特１６.５の１）（区６の３２、６の３３）

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

現状は幅員３.８メートルの単断面の生活道路（一部歩道有り）となっている。西側区間のとけいどう３.４.２４は、歩道はセミフラット構造、幅員は５.５メートルとなる予定であり、誘導用ブロックは整備の際に設置する。東側区間の特１６.５の１については幅員１６.５メートルを全面遊歩道とし、区６の３２・３３は全幅６.０メートルの歩道のない道路として整備する予定。今後の土地区画整理事業によりバリアフリー化を推進する。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備

実施時期　展望期

事業内容

水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用

実施時期　展望期

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　展望期

事業内容

側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用

実施時期　展望期

事業内容

横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保

実施時期　展望期

項目

誘導用ブロック

事業内容

誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）

実施時期　展望期

路線番号　３１　路線めい　とけいどう３.４.１５　小玉錦町線

事業主体：戸田市

５８ページ目

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

一部暫定舗装で整備中だが、ほとんどの区間において現状道路形態が無い。道路築造工事の際にはセミフラット構造で整備し、歩道幅員は５.５メートルを予定している。歩道整備の際には誘導用ブロックを設置する。自転車通行環境の整備方法は未定である。今後の土地区画整理事業によりバリアフリー化を推進する。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備

実施時期　展望期

事業内容

水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用

実施時期　展望期

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　展望期

事業内容

視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置

実施時期　展望期

実施時期

十分な有効幅員が確保された歩道の整備

実施時期　展望期

事業内容

側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用

実施時期　展望期

事業内容

横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保

実施時期　展望期

項目

誘導用ブロック

事業内容

誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）

実施時期　展望期

項目

維持管理

事業内容

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　３３　路線めい　第２０３７号線

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はフラット構造で整備されており、ほしゃどうの境界として横断防止さく及びえんせきが設置されている。誘導用ブロックは設置されていない。歩道等を含めた路線全体として、更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　展望期

事業内容

視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置

実施時期　展望期

事業内容

十分な有効幅員が確保された歩道の整備

実施時期　展望期

項目

安全対策

事業内容

歩道のない道路における歩行者等の安全対策の検討

実施時期　前期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

５９ページ目

項目

維持管理（つづき）

事業内容

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　３４　路線めい　第２０３６号線（市役所通り）

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はマウントアップ構造で整備されている。市役所の敷地へと続く誘導用ブロックが連続的に整備されている。歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

車止めの視認性向上及び衝突を避けた動線への誘導用ブロックの設置

実施時期　展望期

項目

誘導用ブロック

事業内容

施設と道路の誘導用ブロックの連続性を確保

実施時期　展望期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　３５　路線めい　第２０３５号線（市役所南通り）（とけいどう３.４.９　旭町沖内線）

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はセミフラット構造で整備されており、ほしゃどうの境界としてえんせき及び植栽帯が設置されている。誘導用ブロックは連続設置されている。また、自転車の通行位置を示す路面表示が整備されている。今後も引き続き、植栽の剪定や劣化箇所の更新修繕等の維持管理を行う。

事業内容・実施時期

項目

バスていりゅうじょ

事業内容

利用しやすいバスていりゅうじょの整備

実施時期　展望期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　３６　路線めい第７１０７号線

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

６０ページ目

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

JRの管理用道路であり、誘導用ブロックは駅前に連続設置されている。引き続き、植栽の剪定や劣化箇所の更新修繕等の維持管理を行う。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

駅周辺の排水対策の実施

実施時期　展望期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　３７　路線めい　第７１０６号線

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

JRの管理用道路であり、誘導用ブロックは駅前に連続設置されている。引き続き、植栽の剪定や劣化箇所の更新修繕等の維持管理を行う。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

駅周辺の排水対策の実施

実施時期　前期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　３８　路線めい　第３０６０号線（市役所通り）（とけいどう３.４.１３ とだこうえん駅大前環状線）

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道は概ねがセミフラット構造であり、一部がマウントアップ構造で整備されている。ほしゃどうの境界としてえんせきが設置されている。誘導用ブロックは一部区間で古いタイプのものが設置されている。なお、都市計画道路とだこうえん駅大前環状線事業地であり、事業進捗に合わせてバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備

実施時期　後期

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　後期

事業内容

視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置

実施時期　後期

６１ページ目

項目

歩道（つづき）

事業内容

十分な有効幅員が確保された歩道の整備

事業内容

側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用

事業内容　後期

項目

誘導用ブロック

事業内容

誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・輝度比の確保に配慮）

事業内容　後期

項目

バスていりゅうじょ

事業内容

利用しやすいバスていりゅうじょの整備

事業内容　前期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

事業内容　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

事業内容　継続

路線番号　３９　路線めい　第３２００号線（中央病院通り）（とけいどう３.４.２０ とだこうえん駅東口駅前通り１号線）

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

片側歩道がフラット構造で整備されている。ほしゃどうの境界としてえんせきが設置されている。誘導用ブロックは一部で設置されている。なお、都市計画道路とだこうえん駅東口駅前通り１号線事業地であり、事業進捗に合わせてバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備

実施時期　展望期

事業内容

水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用

実施時期　展望期

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　展望期

事業内容

視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置

実施時期　展望期

事業内容

十分な有効幅員が確保された歩道の整備

実施時期　展望期

事業内容

横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保

実施時期　展望期

項目

誘導用ブロック

事業内容

誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）

実施時期　展望期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　４０　路線めい　第３０５４号線（とけいどう３.４.１４ とだこうえん駅かみまえ環状線）

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道は南側のみ設置されており、マウントアップ構造で整備されている。歩道部はほしゃどうの境界としてえんせきが設置されている。誘導用ブロックは一部区間で設置されている。また、道路北側は歩道がない。なお、都市計画道路とだこうえん駅かみまえ環状線事業地であり、事業進捗に合わせてバリアフリー化についても対処していく。

６２ページ目

項目

歩道

事業内容

セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備

実施時期　展望期

事業内容

水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用

実施時期　展望期

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　展望期

事業内容

視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置

実施時期　展望期

事業内容

十分な有効幅員が確保された歩道の整備

実施時期　展望期

事業内容

横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保

実施時期　展望期

項目

誘導用ブロック

事業内容

誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）

実施時期　展望期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　４２　路線めい　第３０２９号線

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

路線全体で幅員が狭い。当該路線には歩道は整備されておらず、路そくたいがカラー化（ベージュ色）されている。誘導用ブロックは設置されていない。歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　４３　路線めい　第３０２７号線（東部センター通り）（とけいどう３.６.１１　塚越しも蕨線）

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

マウントアップ構造の歩道とフラット構造の歩道が混在している。ほしゃどうの境界として、マウントアップの上には車止めが設置され、フラット部分にはえんせきが設置されている。誘導用ブロックは横断歩道接続部に設置されている。歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。

６３ページ目

事業内容・実施時期

項目

バスていりゅうじょ

事業内容

利用しやすいバスていりゅうじょの整備

実施時期　展望期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　４４　路線めい　第３０１２号線（中央通り）

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道は整備されておらず、路そくたいがカラー化されている。誘導用ブロックは設置されていない。自転車通行環境整備に合わせて歩行空間の整備を検討する。路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期

項目

バスていりゅうじょ

事業内容

利用しやすいバスていりゅうじょの整備

実施時期　展望期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　４５　路線めい　第３０５３号線

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

路線全体で幅員が狭い。歩道は整備されておらず、路肩がカラー化（グリーン色）されている。誘導用ブロックは設置されていない。路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　継続

８４ページ目

路線番号　４６　路線めい　第３０５６号線（でんわきょく通り）（とけいどう３.４.１２ 本町しもまえ線）

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はフラット構造で整備されており、ほしゃどうの境界としてえんせきが設置されている。誘導用ブロックは横断歩道接続部に設置されている。なお、都市計画道路本町しもまえ線事業地であり、事業進捗に合わせてバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備

実施時期　展望期

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　展望期

事業内容

視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置

実施時期　展望期

事業内容

十分な有効幅員が確保された歩道の整備

実施時期　展望期

事業内容

側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用

実施時期　前期

事業内容

横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保

実施時期　展望期

項目

誘導用ブロック

事業内容

輝度比が確保された誘導用ブロックの整備

実施時期　展望期

項目

バスていりゅうじょ

事業内容

利用しやすいバスていりゅうじょの整備

実施時期　前期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　４７　路線めい　第３００３号線

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はフラット構造で整備されており、ほしゃどうの境界としてえんせきが設置されている。誘導用ブロックは横断歩道接続部に設置されている。歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

６５ページ目

路線番号　４８　路線めい　第３０６３号線　（とけいどう３.４.２１ とだこうえん駅東口駅前通り２号線）

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

当該路線には歩道は整備されておらず、路肩がカラー化（ベージュ色）されている。誘導用ブロックは設置されていない。歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングで対処していく。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備

実施時期　展望期

事業内容

水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用

実施時期　展望期

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　展望期

事業内容

視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置

実施時期　展望期

事業内容

十分な有効幅員が確保された歩道の整備

実施時期　展望期

事業内容

横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保

実施時期　展望期

項目

誘導用ブロック

事業内容

誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）

実施時期　展望期

項目

安全対策

事業内容

歩道のない道路における歩行者等の安全対策の検討

実施時期　前期

項目

駅前交通広場

事業内容

駅前交通広場及び安全に乗降できるじょうこうじょうの整備

実施時期　展望期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　４９　路線めい　第３０７１号線（とけいどう３.４.２３ とだこうえん駅西口駅前通り２号線）

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はセミフラット構造で整備されており、ほしゃどうの境界としてえんせきが設置されている。誘導用ブロックは連続性をもって設置されている。歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

６６ページ目

路線番号　５０　路線めい　第３１９８号線

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はマウントアップ構造で整備されており、路線の一部が駅前交通広場の事業地となる。誘導用ブロックは連続性をもって設置されている。歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期

項目

誘導用ブロック

事業内容

デッキ（高架通路）降りぐちへの誘導用ブロックの連続性を確保

実施時期　前期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　５１　路線めい　第３１９７号線

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はマウントアップ構造で整備されており、路線の一部が駅前交通広場とJRの管理用道路となる。駅前交通広場部分の誘導用ブロックは連続性をもって設置されている。とだこうえん駅東口～本町１丁目交差点の都市計画道路整備の進捗に合わせ整備を推進するとともに、歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期

項目

誘導用ブロック

事業内容

改札口からとだこうえん駅東口方面の道路までの誘導用ブロックの連続性を確保

実施時期　前期

項目

バスていりゅうじょ

事業内容

利用しやすいバスていりゅうじょの整備

実施時期　前期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　５２　路線めい　第３０５５号線（とけいどう３.４.２２ とだこうえん駅西口駅前通り１号線）

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はマウントアップ構造で整備されている。誘導用ブロックは連続性をもって設置されている。歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。

６７ページ目

事業内容・実施時期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　５４　路線めい　第３０９７号線

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はフラット構造で整備されており、ほしゃどうの境界としてえんせきが設置されている。誘導用ブロックは設置されていない。歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　展望期

事業内容

十分な有効幅員が確保された歩道の整備

実施時期　展望期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　５５　路線めい　第３２２４号線

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

幅員の狭い道路であり、道路上には歩道はないが、にいぞ南庁舎の南側部分は敷地内通路として横断防止さくで区切られた歩行者空間が整備されている。今後も引き続き、雑草の除去や劣化箇所の更新修繕等の維持管理を行う。

事業内容・実施時期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　５６　路線めい　第３２１４号線

事業主体：戸田市

６８ページ目

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

JRの管理用道路であり、誘導用ブロックは設置されていない。引き続き、植栽の剪定や劣化箇所の更新修繕等の維持管理を行う。

事業内容・実施時期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　５７　路線めい　第３２１５号線

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

JRの管理用道路であり、誘導用ブロックは設置されていない。引き続き、植栽の剪定や劣化箇所の更新修繕等の維持管理を行う。

事業内容・実施時期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　５８　路線めい　第３２１６号線

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道がないJRの管理用道路であり、車両及びバイクの進入を抑制するためのさくがたんぶに設置されている。今後も引き続き、雑草の除去や劣化箇所の更新修繕を図る。

事業内容・実施時期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　５９　路線めい　第３２１７号線

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道がないJRの管理用道路であり、車両及びバイクの進入を抑制するためのさくがたんぶに設置されている。今後も引き続き、雑草の除去や劣化箇所の更新修繕を図る。

６９ページ目

事業内容・実施時期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　６０　路線めい　第３２１８号線

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道がないJRの管理用道路であり、車両及びバイクの進入を抑制するためのさくがたんぶに設置されている。今後も引き続き、雑草の除去や劣化箇所の更新修繕を図る。

事業内容・実施時期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　６２　路線めい　第３０６５号線

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はセミフラット構造で整備されており、ほしゃどうの境界としてえんせきが設置されている。誘導用ブロックは横断歩道接続部に設置されている。歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置

実施時期　展望期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　６３　路線めい　第３０７４号線（戸田中通り）

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

フラット構造の歩道が整備されており、ほしゃどうの区切りとしてえんせき、横断防止さく、ガードパイプが混在している。誘導用ブロックは設置されていない。歩道等を含めた路線全体としての更新のタイミングでバリアフリー化についても対処していく。

７０ページ目

事業内容・実施時期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装などの更新修繕

実施時期　継続

路線番号　６４　路線めい　第３０２３号線（戸二小通り）

事業主体：戸田市

経路の現状とバリアフリー化の今後の方針

歩道はセミフラット構造で整備されており、ほしゃどうの境界としてえんせきが設置されている。誘導用ブロックが設置されているものの、一部連続性が確保されていない箇所がある。自転車通行環境は整備されている。

事業内容・実施時期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

７１ページ目

【駅前交通広場の１】北戸田駅東口駅前交通広場

事業主体：戸田市

施設の現状とバリアフリー化の今後の方針

現在の駅前交通広場は平成２２年度（２０１０年度）に整備済み。歩道は駅構内からの接続を考慮しマウントアップで整備済み。歩道やじょうこうじょう、案内設備は整備済み。今後も引き続き、ほしゃどう境界ブロックの改善や劣化箇所の更新修繕等の維持管理を行う。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

えんせきの視認性確保に向けた検討

実施時期　展望期

項目

じょうこうじょう・ていりゅうじょ（バス事業者との連携）

事業内容

バスていりゅうじょにおけるベンチの設置や十分な待合スペースを確保

実施時期　前期

項目

案内設備

事業内容

多様な利用者を想定した案内表示の充実に向けた検討

実施時期　展望期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

【駅前交通広場の２】北戸田駅西口駅前交通広場

事業主体：戸田市

施設の現状とバリアフリー化の今後の方針

現在の駅前交通広場はJR開業時にあわせて整備され、歩道やじょうこうじょう、案内設備は整備済み。令和７年度（２０２５年度）までに予定されているリニューアルと合わせ、バリアフリー化を推進する。

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

セミフラット構造を基本とした横断勾配が小さい歩道の整備

実施時期　前期

事業内容

水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装材の採用

実施時期　前期

事業内容

利用者意見を踏まえた利用しやすいほしゃどう境界ブロックの整備

実施時期　前期

事業内容

視覚障がい者等の動線に配慮した車止めや誘導用ブロックの設置

実施時期　前期

事業内容

十分な有効幅員が確保された歩道の整備

実施時期　前期

事業内容

側溝蓋の適切な配置と穴や溝の小さいものの採用

実施時期　前期

事業内容

横断歩道部における平坦な溜まり空間の確保

実施時期　前期

項目

誘導用ブロック

事業内容

誘導用ブロックの整備（JIS規格適合・輝度比の確保・横断歩道接続部での適切な設置方法に配慮）

実施時期　前期

７２ページ目

項目

じょうこうじょう・ていりゅうじょ（バス事業者との連携）

事業内容

駅出入口から各ていりゅうじょまでの連続した屋根又はひさしの設置に向けた検討

実施時期　後期

事業内容

バスていりゅうじょにおけるベンチ・屋根の設置や十分な待合スペースを確保

実施時期　後期

事業内容

マウントアップ構造のバスていりゅうじょの整備

実施時期　後期

事業内容

視覚障がい者の乗降のための適切な誘導用ブロックの設置

実施時期　後期

事業内容

一般車用じょうこうじょうの設置に向けた検討

実施時期　前期

項目

案内設備

事業内容

多様な利用者を想定した案内表示の充実に向けた検討

実施時期　前期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

　【駅前交通広場の３】戸田駅西口駅前交通広場

事業主体：戸田市

施設の現状とバリアフリー化の今後の方針

駅前交通広場整備が令和４年（２０２２年）２月に完了し、歩道やじょうこうじょう、案内設備が設置される。今後も引き続き、植栽の剪定や劣化箇所の更新修繕などの維持管理を行う。

事業内容・実施時期

項目

全体

事業内容

駅前交通広場整備による全面的なバリアフリー化整備

実施時期　前期

項目

歩道

事業内容

戸田駅周辺の排水対策の実施

実施時期　前期

項目

安全対策

事業内容

路面ひょうじの工夫などによる安全対策の実施

実施時期　前期

事業内容

工事中の歩行者通行の安全対策の実施

実施時期　前期

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

【駅前交通広場の４】とだこうえん駅西口駅前交通広場等

事業主体：戸田市

施設の現状とバリアフリー化の今後の方針

現在の駅前交通広場は平成９年度（１９９７年度）に整備済みである。今後は、広場の施設更新に合わせ、バリアフリー化を推進する。

７３ページ目

事業内容・実施時期

項目

歩道

事業内容

ほしゃどう境界の段差や勾配の改善

実施時期　展開期

項目

誘導用ブロック

事業内容

施設と道路の誘導用ブロックの連続性を確保

実施時期　前期

事業内容

交番と駅前交通広場の誘導用ブロックの接続

実施時期　前期

事業内容

西口２階通路部の誘導用ブロックの設置位置の改善

実施時期　前期

項目

じょうこうじょう・ていりゅうじょ（バス事業者との連携）

事業内容

駅出入口から各ていりゅうじょまでの連続した屋根又はひさしの設置に向けた検討

実施時期　展望期

事業内容

一般車用じょうこうじょうの設置

実施時期　展望期

事業内容

じょうこうじょうにおける十分な大きさの上屋の設置

実施時期　展望期

事業内容

利用されていないじょうこうじょうへの誘導用ブロックの撤去に向けた検討

実施時期　展望期

項目

案内設備

事業内容

多様な利用者を想定した案内表示の充実

実施時期　展望期

事業内容

公衆便所への案内の改善

実施時期　前期

事業内容

西口２階通路にあるしょくちあんないずの更新

実施時期　前期

項目

その他

事業内容

ベンチや日陰のある空間の増設

実施時期　検討中

項目

維持管理

事業内容

雑草の除去や定期的な植栽の剪定

実施時期　継続

事業内容

劣化した舗装や誘導用ブロックなどの更新修繕

実施時期　継続

７４ページ目

５の３：交通安全特定事業

事業主体：埼玉県公安委員会、埼玉県蕨警察署

現状とバリアフリー化の今後の方針

市内の音響式信号機は１４基(令和２年（２０２０年）６月現在)と、導入が進んでいるとは言えない状況である。また、歩行者用信号の青時間が短く渡り切れない信号機や、横断歩道の表示が劣化しているなど、交通安全上危険な箇所の指摘が多くある。

促進方針・基本構想策定を契機に、交通管理者と道路管理者が連携した交通安全対策を推進し、安心して移動できる歩行者空間を構築することを目指す。

事業内容・実施時期

項目

横断歩道・信号機

事業内容

利用者意見を踏まえた横断歩道の設置の検討

実施時期　順次

事業内容

音響式や経過時間表示式等のバリアフリー対応信号機の導入を推進

実施時期　順次

事業内容

利用者意見や現地の状況を踏まえた音響式信号機の音量の調整

実施時期　順次

事業内容

歩行者用信号の青時間が短い信号機において、時間調整や青延長用押しボタンの設置を検討

実施時期　順次

事業内容

歩行者の通行量が多い交差点におけるほしゃ分離式信号の採用の検討

実施時期　順次

事業内容

交通管理者と道路管理者が連携し、見えにくい歩行者用信号機の位置の改善

実施時期　順次

事業内容

利用者意見を踏まえた歩行者用信号機の設置の検討

実施時期　順次

項目

維持管理

事業内容

横断歩道の表示等が劣化している箇所の更新・修繕

実施時期　継続

項目

安全対策

事業内容

交通管理者と道路管理者が連携し、歩行者等の安全対策の検討

実施時期　順次

事業内容

道路管理者と連携した交差点の安全対策の検討

実施時期　順次

事業内容

自転車通行空間が確保された路線における自転車歩道通行可規制の解除の検討

実施時期　順次

項目

教育啓発・心のバリアフリー

事業内容

歩きスマホや路上駐輪への対策、自転車利用のルール啓発などの推進

事業内容

実施時期　継続

事業内容

路上駐車対策や横断歩道での一時停止など、自動車利用者への啓発の推進

実施時期　継続

７５ページ目

５の４：建築物特定事業

バリアフリー設備　はんれい

・駐車場

・車いす使用者用駐車場

・スロープ（出入口等の段差解消）

・出入口自動ドア

・エレベーター

・車いす使用者用エレベーター（低い操作盤・鏡）

・車いす使用者用トイレ

・車いす使用者用トイレ（大型ベッド付き）

・男女共用トイレ（車いす使用者用トイレが男女共用の場合も可）

・手すりのついたトイレ（一般トイレ・洋式便器）

・乳幼児用チェアつきトイレ

・おむつ交換設備つきトイレ

・オストメイト対応設備

・視覚障害者誘導用ブロック

・車いす貸出サービス

・授乳室

・手話対応

・音声案内設備

【公共・公益施設の１】戸田市役所

事業主体：戸田市

施設の現状とバリアフリー化の今後の方針

平成２５年（２０１３年）から平成２６年（２０１４年）にかけて実施した庁舎免震工事にて、庁舎内のバリアフリー化をおこなった。今後実施する庁舎スロープ改修工事では、敷地内のバリアフリー化に着手していく予定である。

バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）

・スロープ（出入口等の段差解消）

・出入口自動ドア

・エレベーター

・車いす使用者用エレベーター（低い操作盤・鏡）

・車いす使用者用トイレ

・男女共用トイレ（車いす使用者用トイレが男女共用の場合も可）

・手すりのついたトイレ（一般トイレ・洋式便器）

・乳幼児用チェアつきトイレ

・おむつ交換設備つきトイレ

・オストメイト対応設備

・視覚障害者誘導用ブロック

・車いす貸出サービス

・授乳室

・手話対応

・音声案内設備

事業内容・実施時期

項目

出入口・敷地内通路

事業内容

出入口付近に屋根のある車寄せの設置

実施時期　前期

事業内容

輝度比が確保された誘導用ブロックの整備

実施時期　順次

事業内容

西側出入口の玄関マットを滑りにくいように改善

実施時期　前期

事業内容

誘導用ブロックの位置のグレーチングを目の細かいものに交換

実施時期　前期

項目

建物内通路

事業内容

物などで通路が狭くなったり、手すりの下や誘導用ブロックじょうに物が置かれることのないよう留意

実施時期　継続

事業内容

誘導用ブロックを適切な位置に改善（エレベーター前、トイレ前）

実施時期　前期

項目

トイレ

事業内容

介助が必要な大人等が利用可能な大型ベッドの設置

実施時期　展望期

事業内容

視覚障がい者等にも認識しやすいようトイレ内の配色に留意

実施時期　後期

７６ページ目

項目

トイレ（つづき）

事業内容

一般トイレの個室は、荷物が多い人や子ども連れなどが利用しやすい十分な大きさを確保

実施時期　展望期

事業内容

一般トイレ（男女それぞれ）に乳幼児用設備の設置や、広めのべんぼうを設けるなどの機能分散の検討

実施時期　展望期

項目

駐車場

事業内容

障がい者用駐車ますにおける屋根の設置

実施時期　前期

項目

案内設備

事業内容

緊急情報を文字で提供するためのモニターなどの設置

実施時期　後期

事業内容

各敷地入口から１階を経由して２階へ向かうバリアフリールートをわかりやすく案内

実施時期　前期

事業内容

音声案内の内容を確認し、必要に応じて統一・改善

実施時期　前期

事業内容

赤ちゃん休憩室の案内の充実

実施時期　前期

項目

人的対応・心のバリアフリー

事業内容

車いす使用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施

実施時期　継続

事業内容

駐車場利用におけるマナー・ルールの周知・啓発の実施

実施時期　継続

【公共・公益施設の２】とだこうえん駅前行政センター（出張所・駅前配本じょ・駅前子育て広場・観光情報館トビック）

事業主体：戸田市

施設の現状とバリアフリー化の今後の方針

当施設は、建築当時のバリアフリー化に対応していたが、時代の変化とともに追加の整備が必要となっている。自主点検等により、即座に整備できるものは修繕で対応してきたが、大掛かりなものについては将来大規模修繕工事が発生した際に整備する予定である。

バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）

・スロープ（出入口等の段差解消）

・出入口自動ドア

・エレベーター

・車いす使用者用トイレ

・男女共用トイレ（車いす使用者用トイレが男女共用の場合も可）

・手すりのついたトイレ（一般トイレ・洋式便器）

・乳幼児用チェアつきトイレ

・おむつ交換設備つきトイレ

・オストメイト対応設備

事業内容・実施時期

項目

出入口・敷地内通路

事業内容

１階出入口の段差における注意喚起の実施

実施時期　前期

項目

トイレ

事業内容

２階トイレへのベビーチェア設置検討

実施時期　前期

項目

案内設備

事業内容

ピクトグラムによるバリアフリー設備の情報提供の充実

実施時期　前期

事業内容

バリアフリールートなどがわかりやすい施設の全体案内図の設置

実施時期　前期

事業内容

緊急情報を文字で提供するためのモニターなどの設置

実施時期　後期

項目

その他設備

事業内容

貸出用車いすの用意

実施時期　前期

項目

人的対応・心のバリアフリー

事業内容

案内設備や誘導用ブロックの設置、人的対応等により利用者への連続的な誘導に配慮

実施時期　継続

事業内容

車いす使用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施

実施時期　前期

７７ページ目

項目

人的対応・心のバリアフリー（つづき）

事業内容

従業員等への接遇研修の実施

実施時期　継続

【公共・公益施設の３】戸田市役所にいぞ南庁舎（にいぞ南多世代交流館さくらパル、にいぞ地域包括支援センター）

事業主体：戸田市

施設の現状とバリアフリー化の今後の方針

平成２８年（２０１６年）の庁舎１・２階にいぞ南多世代交流館開設改修により、主に来客のある庁舎１・２階については、基本的なバリアフリー化対応を実施している。次回の大規模改修時に合わせて、駐車場のバリアフリー化などを推進する。

バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）

・車いす使用者用駐車場

・スロープ（出入口等の段差解消）

・出入口自動ドア

・エレベーター

・車いす使用者用エレベーター（低い操作盤・鏡）

・車いす使用者用トイレ

・車いす使用者用トイレ（大型ベッド付き）

・男女共用トイレ（車いす使用者用トイレが男女共用の場合も可）

・手すりのついたトイレ（一般トイレ・洋式便器）

・乳幼児用チェアつきトイレ

・おむつ交換設備つきトイレ

・オストメイト対応設備

・車いす貸出サービス

・授乳室

事業内容・実施時期

項目

駐車場

事業内容

障がい者用駐車ますにおける屋根の設置

実施時期　展望期

【公共・公益施設の４】かみとだ地域交流センターあいパル（図書館かみとだ分館）

事業主体：戸田市

施設の現状とバリアフリー化の今後の方針

基本的なバリアフリー設備は設置されている。今後、市民意見を踏まえて、設備や案内の充実、心のバリアフリーの推進を図る。

バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）

・駐車場

・車いす使用者用駐車場

・スロープ（出入口等の段差解消）

・出入口自動ドア

・エレベーター

・車いす使用者用エレベーター（低い操作盤・鏡）

・車いす使用者用トイレ

・男女共用トイレ（車いす使用者用トイレが男女共用の場合も可）

・手すりのついたトイレ（一般トイレ・洋式便器）

・乳幼児用チェアつきトイレ

・おむつ交換設備つきトイレ

・オストメイト対応設備

・視覚障害者誘導用ブロック

・車いす貸出サービス

・授乳室

事業内容・実施時期

項目

建物内通路

事業内容

物などで通路が狭くなったり、手すりの下や誘導用ブロックじょうに物が置かれることのないよう留意

実施時期　継続

項目

トイレ

事業内容

着替え台の設置

実施時期　前期

項目

人的対応・心のバリアフリー

事業内容

案内設備や誘導用ブロックの設置、人的対応等により利用者への連続的な誘導に配慮

実施時期　継続

事業内容

車いす使用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施

実施時期　継続

事業内容

駐車場利用におけるマナー・ルールの周知・啓発の実施

実施時期　継続

事業内容

従業員等への接遇研修の実施

実施時期　継続

７８ページ目

【公共・公益施設の７】東部福祉センター（しもとだ公民館・図書館しもとだ分室・東部れんらくじょ）

事業主体：戸田市

施設の現状とバリアフリー化の今後の方針

基本的なバリアフリー設備は設置されている。今後、大規模改修に向け一層のバリアフリー化を検討し、設備の改修や案内の充実、心のバリアフリーの推進を図る。

バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）

・駐車場

・車いす使用者用駐車場

・スロープ（出入口等の段差解消）

・出入口自動ドア

・エレベーター

・車いす使用者用エレベーター（低い操作盤・鏡）

・車いす使用者用トイレ

・男女共用トイレ（車いす使用者用トイレが男女共用の場合も可）

・手すりのついたトイレ（一般トイレ・洋式便器）

・乳幼児用チェアつきトイレ

・おむつ交換設備つきトイレ

・視覚障害者誘導用ブロック

・車いす貸出サービス

・授乳室

事業内容・実施時期

項目

建物内通路

事業内容

物などで通路が狭くなったり、手すりの下や誘導用ブロックじょうに物が置かれることのないよう留意

実施時期　継続

項目

上下移動

事業内容

車いす使用者などが利用しやすいエレベーターの設置

実施時期　後期

事業内容

階段は、連続した両側手すりの設置、だんばなの強調など、安心して利用できるよう配慮

実施時期　後期

項目

トイレ

事業内容

介助が必要な大人等が利用可能な大型ベッドの設置

実施時期　後期

事業内容

オストメイト対応の流し台や着替え台の設置

実施時期　後期

事業内容

流すボタンなど各設備の位置をJIS規格に合わせて統一

実施時期　後期

事業内容

視覚障がい者等にも認識しやすいようトイレ内の配色に留意

実施時期　後期

事業内容

一般トイレの個室は、荷物が多い人や子ども連れなどが利用しやすい十分な大きさを確保

実施時期　後期

事業内容

一般トイレ（男女それぞれ）に乳幼児用設備の設置や、広めのべんぼうを設けるなどの機能分散の検討

実施時期　後期

項目

駐車場

事業内容

障がい者用駐車ますにおける屋根の設置

実施時期　後期

項目

案内設備

事業内容

ピクトグラムによるバリアフリー設備の情報提供の充実

実施時期　後期

事業内容

バリアフリールートなどがわかりやすい施設の全体案内図の設置

実施時期　後期

事業内容

緊急情報を文字で提供するためのモニターなどの設置

実施時期　後期

項目

その他設備

事業内容

車いす使用者にも使いやすい低い受付カウンターの設置

実施時期　後期

項目

人的対応・心のバリアフリー

事業内容

案内設備や誘導用ブロックの設置、人的対応等により利用者への連続的な誘導に配慮

実施時期　継続

事業内容

車いす使用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施

実施時期　継続

事業内容

駐車場利用におけるマナー・ルールの周知・啓発の実施

実施時期　継続

事業内容

職員等への接遇研修の実施

実施時期　継続

７９ページ目

【公共・公益施設の８】にいぞ福祉センター（にいぞ公民館・勤労福祉センター）

事業主体：戸田市

施設の現状とバリアフリー化の今後の方針

基本的なバリアフリー設備は設置されている。今後、大規模改修に向け一層のバリアフリー化を検討し、設備の改修や案内の充実、心のバリアフリーの推進を図る。

バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）

・駐車場

・車いす使用者用駐車場

・スロープ（出入口等の段差解消）

・出入口自動ドア

・エレベーター

・車いす使用者用エレベーター（低い操作盤・鏡）

・車いす使用者用トイレ

・男女共用トイレ（車いす使用者用トイレが男女共用の場合も可）

・手すりのついたトイレ（一般トイレ・洋式便器）

・乳幼児用チェアつきトイレ

・おむつ交換設備つきトイレ

・視覚障害者誘導用ブロック

・車いす貸出サービス

・授乳室

事業内容・実施時期

項目

建物内通路

事業内容

物などで通路が狭くなったり、手すりの下や誘導用ブロックじょうに物が置かれることのないよう留意

実施時期　継続

項目

上下移動

事業内容

車いす使用者などが利用しやすいエレベーターの設置

実施時期　後期

項目

トイレ

事業内容

介助が必要な大人等が利用可能な大型ベッドの設置

実施時期　後期

事業内容

オストメイト対応の流し台や着替え台の設置

実施時期　後期

事業内容

流すボタンなど各設備の位置をJIS規格に合わせて統一

実施時期　後期

事業内容

視覚障がい者等にも認識しやすいようトイレ内の配色に留意

実施時期　後期

事業内容

一般トイレの個室は、荷物が多い人や子ども連れなどが利用しやすい十分な大きさを確保

実施時期　後期

事業内容

一般トイレ（男女それぞれ）に乳幼児用設備の設置や、広めのべんぼうを設けるなどの機能分散の検討

実施時期　後期

項目

駐車場

事業内容

障がい者用駐車ますにおける屋根の設置

実施時期　後期

項目

案内設備

事業内容

ピクトグラムによるバリアフリー設備の情報提供の充実

実施時期　後期

事業内容

バリアフリールートなどがわかりやすい施設の全体案内図の設置

実施時期　後期

事業内容

緊急情報を文字で提供するためのモニターなどの設置

実施時期　後期

項目

その他設備

事業内容

車いす使用者にも使いやすい低い受付カウンターの設置

実施時期　後期

項目

人的対応・心のバリアフリー

事業内容

案内設備や誘導用ブロックの設置、人的対応等により利用者への連続的な誘導に配慮

実施時期　継続

事業内容

車いす使用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施

実施時期　継続

事業内容

駐車場利用におけるマナー・ルールの周知・啓発の実施

実施時期　継続

事業内容

職員等への接遇研修の実施

実施時期　継続

８０ページ目

【公共・公益施設の９】中央図書館・郷土博物館

事業主体：戸田市

施設の現状とバリアフリー化の今後の方針

基本的なバリアフリー設備は設置されている。大規模改修が令和２年（２０２０年）に終了したばかりのため、大がかりな工事を伴う設備改修は難しいが、今後も、市民意見を踏まえて、設備の改修や案内の充実、心のバリアフリーの推進を図る。

バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）

・駐車場

・車いす使用者用駐車場

・スロープ（出入口等の段差解消）

・出入口自動ドア

・エレベーター

・車いす使用者用エレベーター（低い操作盤・鏡）

・車いす使用者用トイレ

・男女共用トイレ（車いす使用者用トイレが男女共用の場合も可）

・手すりのついたトイレ（一般トイレ・洋式便器）

・乳幼児用チェアつきトイレ

・おむつ交換設備つきトイレ

・オストメイト対応設備

・視覚障害者誘導用ブロック

・車いす貸出サービス

・授乳室

事業内容・実施時期

項目

出入口・敷地内通路

事業内容

道路から建物入口まで、できるだけ単純でわかりやすい動線となるように誘導用ブロックの設置

実施時期　展望期

事業内容

出入口から敷地内通路の舗装のがたつきや排水不良の解消

実施時期　展望期

事業内容

動線上の排水溝やグレーチングはマス目の細いものを採用

実施時期　展望期

項目

建物内通路

事業内容

物などで通路が狭くなったり、手すりの下や誘導用ブロックじょうに物が置かれることのないよう留意

実施時期　継続

事業内容

床面と誘導用ブロックの輝度比が確保された床色の改善（３階）

実施時期　展望期

項目

上下移動

事業内容

階段は、連続した両側手すりの設置、だんばなの強調など、安心して利用できるよう配慮

実施時期　展望期

項目

トイレ

事業内容

介助が必要な大人等が利用可能な大型ベッドの設置

実施時期　展望期

事業内容

着替え台の設置

実施時期　展望期

事業内容

視覚障がい者等にも認識しやすいようトイレ内の配色に留意

実施時期　展望期

項目

駐車場

事業内容

障がい者用駐車ますにおける屋根の設置

実施時期　展望期

事業内容

駐車場の排水不良の解消

実施時期　展望期

項目

案内設備

事業内容

緊急情報を文字で提供するためのモニターなどの設置

実施時期　後期

項目

その他設備

事業内容

受付や窓口における耳マーク等の掲示

実施時期　前期

事業内容

授乳室におけるお湯の入手方法の掲示

実施時期　後期

項目

人的対応・心のバリアフリー

実施時期　継続

事業内容

案内設備や誘導用ブロックの設置、人的対応等により利用者への連続的な誘導に配慮

実施時期　継続

事業内容

車いす使用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施

実施時期　継続

事業内容

駐車場利用におけるマナー・ルールの周知・啓発の実施

実施時期　継続

事業内容

職員等への接遇研修の実施

実施時期　継続

８１ページ目

【公共・公益施設の１０】生涯学習施設（あしはら小学校内）

事業主体：戸田市

施設の現状とバリアフリー化の今後の方針

基本的なバリアフリー化は実施されているが、施設の構造や立地により整備が難しい配慮事項があること、あしはら小学校の一部であることから学校側や担当部署との調整が必要であり、短期的な対応が難しい状況である。今後は可能な範囲で中長期的なバリアフリー化の推進を図る。

バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）

・駐車場

・車いす使用者用駐車場

・スロープ（出入口等の段差解消）

・車いす使用者用エレベーター（低い操作盤・鏡）

・車いす使用者用トイレ

・男女共用トイレ（車いす使用者用トイレが男女共用の場合も可）

・手すりのついたトイレ（一般トイレ・洋式便器）

・おむつ交換設備つきトイレ

・オストメイト対応設備

・視覚障害者誘導用ブロック

事業内容・実施時期

項目

出入口・敷地内通路

事業内容

主要な出入口における自動ドアの設置

実施時期　展望期

事業内容

道路から連続し、JIS規格に適合した誘導用ブロックの整備

実施時期　展望期

項目

トイレ

事業内容

介助が必要な大人等が利用可能な大型ベッドの設置

実施時期　展望期

事業内容

着替え台の設置

実施時期　展望期

事業内容

視覚障がい者等にも認識しやすいようトイレ内の配色に留意

実施時期　展望期

事業内容

一般トイレの個室は、荷物が多い人や子ども連れなどが利用しやすい十分な大きさを確保

実施時期　展望期

事業内容

一般トイレ（男女それぞれ）に乳幼児用設備の設置や、広めのべんぼうを設けるなどの機能分散の検討

実施時期　展望期

事業内容

男女共用トイレの導入の検討

実施時期　展望期

項目

駐車場

事業内容

障がい者用駐車ますにおける屋根の設置

実施時期　展望期

項目

案内設備

事業内容

バリアフリールートなどがわかりやすい施設の全体案内図の設置

実施時期　展望期

事業内容

緊急情報を文字で提供するためのモニターなどの設置

実施時期　後期

項目

その他設備

事業内容

男性でも安心して利用できるよう配慮された授乳室の設置

実施時期　展望期

事業内容

受付や窓口における筆談用具の設置と耳マーク等の掲示

実施時期　前期

事業内容

貸出用車いすの用意

実施時期　展望期

項目

人的対応・心のバリアフリー

事業内容

人的対応等により利用者への連続的な誘導に配慮

実施時期　継続

事業内容

職員等への接遇研修の実施

実施時期　継続

８２ページ目

【公共・公益施設の１１】文化会館

事業主体：戸田市

施設の現状とバリアフリー化の今後の方針

令和元年（２０１９年）１０月から令和３年（２０２１年）１月にかけて実施した大規模改修工事により、基本的なバリアフリー設備は設置されている。市民意見を踏まえ、設備や案内をより充実させ、バリアフリー化を推進していく。

バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）

・駐車場

・車いす使用者用駐車場

・スロープ（出入口等の段差解消）

・出入口自動ドア

・エレベーター

・車いす使用者用エレベーター（低い操作盤・鏡）

・車いす使用者用トイレ

・車いす使用者用トイレ（大型ベッド付き）

・男女共用トイレ（車いす使用者用トイレが男女共用の場合も可）

・手すりのついたトイレ（一般トイレ・洋式便器）

・乳幼児用チェアつきトイレ

・おむつ交換設備つきトイレ

・オストメイト対応設備

・視覚障害者誘導用ブロック

・車いす貸出サービス

・授乳室

・音声案内設備

事業内容・実施時期

項目

出入口・敷地内通路

事業内容

敷地内通路を滑りにくい舗装に改善

実施時期　展望期

項目

トイレ

事業内容

事業内容

視覚障がい者等にも認識しやすいようトイレ内の配色に留意

実施時期　展望期

項目

駐車場

事業内容

障がい者用駐車ますにおける屋根の設置

実施時期　展望期

項目

案内設備

事業内容

緊急情報を文字で提供するためのモニターなどの設置

実施時期　後期

事業内容

文字による案内など、授乳室のわかりやすい案内表示の掲示

実施時期　前期

項目

人的対応・心のバリアフリー

事業内容

車いす使用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施

事業内容

駐車場利用におけるマナー・ルールの周知・啓発の実施

実施時期　継続

事業内容

従業員等への接遇研修の実施

実施時期　継続

【公共・公益施設の１３】児童センターこどもの国

事業主体：戸田市

施設の現状とバリアフリー化の今後の方針

旧こどもの国から再整備を行い、平成２７年（２０１５年）より児童センターこどもの国として開館している。再整備の際に基本的なバリアフリー化はなされており、充実した設備が整っていると言える。今後はバリアフリー設備の充実だけでなく、実際に設備を活かせるよう、研修等の充実を図っていく。

バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）

・駐車場

・車いす使用者用駐車場

・スロープ（出入口等の段差解消）

・出入口自動ドア

・エレベーター

・車いす使用者用エレベーター（低い操作盤・鏡）

・車いす使用者用トイレ

・男女共用トイレ（車いす使用者用トイレが男女共用の場合も可）

・手すりのついたトイレ（一般トイレ・洋式便器）

・乳幼児用チェアつきトイレ

・おむつ交換設備つきトイレ

・オストメイト対応設備

・視覚障害者誘導用ブロック

・車いす貸出サービス

・授乳室

事業内容・実施時期

項目

建物内通路

事業内容

物などで通路が狭くなったり、手すりの下や誘導用ブロックじょうに物が置かれることのないよう留意

実施時期　継続

８３ページ目

項目

上下移動

事業内容

車いす使用者などがより利用しやすいようエレベーターの改修

実施時期　展望期

項目

トイレ

事業内容

着替え台の設置

実施時期　展望期

項目

駐車場

事業内容

障がい者用駐車ますにおける屋根の設置

実施時期　展望期

事業内容

駐車場の増設

実施時期　展望期

項目

その他設備

事業内容

受付や窓口における筆談用具の設置と耳マーク等の掲示

実施時期　展望期

【公共・公益施設の１４】スポーツセンター

事業主体：戸田市

施設の現状とバリアフリー化の今後の方針

建築から４０年が経過した施設であり、バリアフリーに対応するため、適宜細やかな修繕等を実施している。バリアフリーに配慮した窓口対応等についても、柔軟に行うようスポーツセンター職員間で周知等をしている。なお、今後大規模改修を予定しており、施設内の段差解消やトイレの改良、障がい者用駐車ますの増設等のバリアフリー化を図る。

バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）

・駐車場

・車いす使用者用駐車場

・スロープ（出入口等の段差解消）

・出入口自動ドア

・エレベーター

・車いす使用者用エレベーター（低い操作盤・鏡）

・車いす使用者用トイレ

・男女共用トイレ（車いす使用者用トイレが男女共用の場合も可）

・手すりのついたトイレ（一般トイレ・洋式便器）

・乳幼児用チェアつきトイレ

・おむつ交換設備つきトイレ

・オストメイト対応設備

・視覚障害者誘導用ブロック

・車いす貸出サービス

・授乳室

・手話対応

事業内容・実施時期

項目

出入口・敷地内通路

事業内容

道路から連続し、JIS規格に適合した誘導用ブロックの整備

実施時期　前期

事業内容

輝度比が確保された誘導用ブロックの整備

実施時期　展望期

事業内容

出入口から敷地内通路の舗装のがたつきや排水不良の解消

実施時期　前期

事業内容

陸上競技場入口の段差の解消

実施時期　展望期

項目

建物内通路

事業内容

物などで通路が狭くなったり、手すりの下や誘導用ブロックじょうに物が置かれることのないよう留意

実施時期　継続

事業内容

建物内の段差の解消

実施時期　前期

事業内容

プール棟１階の誘導用ブロックの色が分かりやすいように配慮（しきじゃくしゃの見えかたに留意）

実施時期　展望期

項目

上下移動

事業内容

階段は、連続した両側手すりの設置、だんばなの強調など、安心して利用できるよう配慮

実施時期　前期

項目

トイレ

事業内容

介助が必要な大人等が利用可能な大型ベッドの設置

実施時期　前期

事業内容

一般トイレ（男女それぞれ）に乳幼児用設備の設置や、広めのべんぼうを設けるなどの機能分散を図る

実施時期　前期

事業内容

靴を履き替える場所に手すりやいすを用意

実施時期　前期

事業内容

男性用小便器への手すりの設置

実施時期　前期

事業内容

一般トイレへの手すり付きべんぼうの設置

実施時期　前期

８４ページ目

項目

駐車場

事業内容

障がい者用駐車ますの増設

実施時期　前期

項目

案内設備

事業内容

ピクトグラムによるバリアフリー設備の情報提供の充実

実施時期　前期

事業内容

バリアフリールートなどがわかりやすい施設の全体案内図の設置

実施時期　前期

項目

人的対応・心のバリアフリー

事業内容

案内設備や誘導用ブロックの設置、人的対応等により利用者への連続的な誘導に配慮

実施時期　継続

事業内容

車いす使用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施

実施時期　継続

事業内容

駐車場利用におけるマナー・ルールの周知・啓発の実施

実施時期　継続

事業内容

職員等への接遇研修の実施

実施時期　継続

【保健・福祉施設の２】心身障害者福祉センター（図書館しもとだ南分室）

事業主体：戸田市

施設の現状とバリアフリー化の今後の方針

基本的なバリアフリー設備は設置されているものの、建築から３５年が経過していることから、時代の変化とともに追加の整備が必要となっている。今後は、市民意見等を踏まえながら、設備の改修や充実を図る。

バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）

・駐車場

・車いす使用者用駐車場

・スロープ（出入口等の段差解消）

・出入口自動ドア

・エレベーター

・車いす使用者用エレベーター（低い操作盤・鏡）

・車いす使用者用トイレ

・男女共用トイレ（車いす使用者用トイレが男女共用の場合も可）

・オストメイト対応設備

・視覚障害者誘導用ブロック

・車いす貸出サービス

・手話対応

・音声案内設備

事業内容・実施時期

項目

出入口・敷地内通路

事業内容

輝度比が確保された誘導用ブロックの整備

事業内容

誘導用ブロックとの違いがわかりやすく、がたつきのない平坦な舗装の整備

実施時期　展望期

項目

建物内通路

事業内容

物などで通路が狭くなったり、手すりの下や誘導用ブロックじょうに物が置かれることのないよう留意

実施時期　継続

項目

トイレ

事業内容

車いす使用者用トイレにおいて、十分な広さの確保と、動線を阻害しないように留意した設備の設置

実施時期　後期

事業内容

オストメイト対応の流し台や着替え台の設置

実施時期　後期

事業内容

流すボタンなど各設備の位置をJIS規格に合わせて統一

実施時期　後期

事業内容

視覚障がい者等にも認識しやすいようトイレ内の配色に留意

実施時期　後期

項目

駐車場

事業内容

障がい者用駐車ますにおける屋根の設置

実施時期　後期

項目

案内設備

事業内容

ピクトグラムによるバリアフリー設備の情報提供の充実

実施時期　後期

事業内容

緊急情報を文字で提供するためのモニターなどの設置

実施時期　後期

８５ページ目

項目

案内設備（つづき）

事業内容

各階におけるフロア案内図の設置

実施時期　展望期

項目

その他設備

事業内容

男性でも安心して利用できるよう配慮された授乳室の設置

実施時期　後期

事業内容

受付や窓口における耳マーク等の掲示

実施時期　前期

事業内容

出入口付近の借りやすい位置に貸出用の車いすを設置

実施時期　前期

項目

人的対応・心のバリアフリー

事業内容

案内設備や誘導用ブロックの設置、人的対応等により利用者への連続的な誘導に配慮

実施時期　継続

事業内容

車いす使用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施

実施時期　継続

事業内容

駐車場利用におけるマナー・ルールの周知・啓発の実施

実施時期　継続

事業内容

従業員等への接遇研修の実施

実施時期　継続

【保健・福祉施設の３】福祉保健センター（社会福祉協議会・障害者基幹相談支援センター）

事業主体：戸田市

施設の現状とバリアフリー化の今後の方針

平成２３年（２０１１年）建築で、最新の規格には対応していない部分もあるが、基本的なバリアフリー設備は設置済となっている。今後は市民の意見も参考にしながら、設備の改修や案内の充実、心のバリアフリーの推進を図りより市民が安心して利用できる施設を目指す。

バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）

・駐車場

・車いす使用者用駐車場

・スロープ（出入口等の段差解消）

・出入口自動ドア

・エレベーター

・車いす使用者用エレベーター（低い操作盤・鏡）

・車いす使用者用トイレ

・男女共用トイレ（車いす使用者用トイレが男女共用の場合も可）

・手すりのついたトイレ（一般トイレ・洋式便器）

・乳幼児用チェアつきトイレ

・おむつ交換設備つきトイレ

・オストメイト対応設備

・視覚障害者誘導用ブロック

・授乳室

事業内容・実施時期

項目

建物内通路

事業内容

物などで通路が狭くなったり、手すりの下や誘導用ブロックじょうに物が置かれることのないよう留意

実施時期　継続

項目

トイレ

事業内容

流すボタンなど各設備の位置をJIS規格に合わせて統一

実施時期　展望期

事業内容

視覚障がい者等にも認識しやすいようトイレ内の配色に留意

実施時期　展望期

項目

案内設備

事業内容

市民への利用案内の充実

実施時期　継続

項目

その他設備

事業内容

受付や窓口における耳マーク等の掲示

実施時期　前期

項目

人的対応・心のバリアフリー

事業内容

案内設備や誘導用ブロックの設置、人的対応等により利用者への連続的な誘導に配慮

実施時期　継続

事業内容

車いす使用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施

実施時期　前期

事業内容

駐車場利用におけるマナー・ルールの周知・啓発の実施

実施時期　継続

事業内容

従業員等への接遇研修の実施

実施時期　継続

８６ページ目

【保健・福祉施設の４】健康福祉の杜（中央地域包括支援センター）

事業主体：戸田市

施設の現状とバリアフリー化の今後の方針

要介護高齢者が利用する施設であり、ハード面でのバリアフリーは整備されている。また、利用者やその家族に対し個別対応をおこなっており、今後も引き続き、人的対応・心のバリアフリーを推進する。

バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）

・駐車場

・車いす使用者用駐車場

・スロープ（出入口等の段差解消）

・出入口自動ドア

・エレベーター

・車いす使用者用トイレ

・男女共用トイレ（車いす使用者用トイレが男女共用の場合も可）

・手すりのついたトイレ（一般トイレ・洋式便器）

・おむつ交換設備つきトイレ

・オストメイト対応設備

・視覚障害者誘導用ブロック

・車いす貸出サービス

・音声案内設備

事業内容・実施時期

項目

人的対応・心のバリアフリー

事業内容

従業員等への接遇研修の実施

実施時期　継続

【医療施設の２】戸田中央総合病院

事業主体：医療法人社団東光会

施設の現状とバリアフリー化の今後の方針

病院という施設であるため車いす等の利用を考慮しており、基本的なバリアフリー設計となっている。今後は設備的バリアフリーだけでなく、心のバリアフリー（接遇、たげんご対応等）を強化していく必要がある。

バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）

・駐車場

・車いす使用者用駐車場

・スロープ（出入口等の段差解消）

・出入口自動ドア

・エレベーター

・車いす使用者用エレベーター（低い操作盤・鏡）

・車いす使用者用トイレ

・男女共用トイレ（車いす使用者用トイレが男女共用の場合も可）

・手すりのついたトイレ（一般トイレ・洋式便器）

・おむつ交換設備つきトイレ

・オストメイト対応設備

・車いす貸出サービス

・授乳室

事業内容・実施時期

項目

出入口・敷地内通路

事業内容

道路から連続し、JIS規格に適合した誘導用ブロックの整備

実施時期　後期

事業内容

輝度比が確保された誘導用ブロックの整備

実施時期　展望期

項目

建物内通路

事業内容

階段の上下やエレベーターのボタンの前など、必要な箇所に誘導用ブロックの設置

実施時期　後期

事業内容

車いすが安全に待機できる待合スペースを確保

実施時期　前期

項目

トイレ

事業内容

介助が必要な大人等が利用可能な大型ベッドの設置

実施時期　展望期

事業内容

視覚障がい者等にも認識しやすいようトイレ内の配色に留意

実施時期　後期

事業内容

トイレの改修による使いやすさの向上

実施時期　展望期

項目

駐車場

事業内容

障がい者用駐車ますにおける屋根の設置

実施時期　後期

事業内容

施設周辺の交通誘導を行い、施設利用者等の安全性の向上

実施時期　継続

８７ページ目

項目

案内設備

事業内容

バリアフリールートなどがわかりやすい施設の全体案内図の設置

実施時期　前期

事業内容

緊急情報を文字で提供するためのモニターなどの設置

実施時期　後期

項目

その他設備

事業内容

受付や窓口における筆談用具の設置と耳マーク等の掲示

実施時期　前期

項目

人的対応・心のバリアフリー

事業内容

案内設備や誘導用ブロックの設置、人的対応等により利用者への連続的な誘導に配慮

実施時期　継続

事業内容

車いす使用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施

実施時期　前期

事業内容

駐車場利用におけるマナー・ルールの周知・啓発の実施

実施時期　前期

【商業施設の１】イオンモール北戸田

事業主体：イオンリテール株式会社

施設の現状とバリアフリー化の今後の方針

イオンは、平成６年（１９９４年）に施行された「ハートビル法（平成１８年（２００６年）から「バリアフリー新法」）」に基づく独自の設計基準を作成し、新店舗の建築や既存店舗の改築時に活用している。令和２年（２０２０年）２月末現在、約７６０以上の施設が「バリアフリー新法」の認定を取得している。また、「ユニバーサルデザイン」の考えかたを店舗づくりに採り入れ、機能・デザイン面でも取組を強化している。今後、従来の顧客層に加えてシニア層のお客さまが増えることを考慮し、ユニバーサルデザインの考えかたを全店舗に広げていくことを目指している。

バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）

・駐車場

・車いす使用者用駐車場

・スロープ（出入口等の段差解消）

・出入口自動ドア

・エレベーター

・車いす使用者用エレベーター（低い操作盤・鏡）

・車いす使用者用トイレ

・車いす使用者用トイレ（大型ベッド付き）

・男女共用トイレ（車いす使用者用トイレが男女共用の場合も可）

・手すりのついたトイレ（一般トイレ・洋式便器）

・乳幼児用チェアつきトイレ

・おむつ交換設備つきトイレ

・オストメイト対応設備

・車いす貸出サービス

・授乳室

・音声案内設備

事業内容・実施時期

項目

建物内通路

事業内容

物などで通路が狭くなったり、手すりの下や誘導用ブロックじょうに物が置かれることのないよう留意

実施時期　継続

項目

上下移動

事業内容

車いす使用者などが利用しやすいようエレベーターの改善

実施時期　展望期

項目

駐車場

事業内容

障がい者用駐車ますにおける屋根の設置

実施時期　展望期

項目

案内設備

事業内容

バリアフリールートなどがわかりやすい施設の全体案内図の設置

実施時期　展望期

事業内容

車いすなどでも見えやすい低い位置への案内サイン、誘導サイン等の設置

実施時期　展望期

事業内容

道路から建物出入口までの敷地内通路における案内の充実

実施時期　展望期

事業内容

建物出入口からインフォメーションまでの案内誘導や、建物出入口での呼び出しができるインターホンを充実し、人的対応が受けやすいように配慮

実施時期　展望期

項目

その他設備

事業内容

貸出用車いすの増設検討

実施時期　検討中

８８ページ目

項目

その他設備（つづき）

事業内容

赤ちゃん休憩室に、車いすでも使える低めのおむつ替えシートの設置

実施時期　展望期

事業内容

車いす使用者用カートの存在や使い方の周知

実施時期　継続

項目

人的対応・心のバリアフリー

事業内容

車いす使用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施

実施時期　継続

事業内容

駐車場利用におけるマナー・ルールの周知・啓発の実施

実施時期　継続

事業内容

従業員等への接遇研修の実施

実施時期　継続

事業内容

セルフレジ利用やキャッシュレス対応等が難しい人がいることに留意した人的対応の実施

実施時期　継続

【商業施設の２】スーパーバリュー戸田店

事業主体：株式会社スーパーバリュー

施設の現状とバリアフリー化の今後の方針

令和２年（２０２０年）９月～令和３年（２０２１年）２月にかけて屋上駐車場に３台分の障がい者用駐車ます設置済み。１階は元々障がい者用駐車ますが２台分ある。１階の車いす使用者用トイレの改修工事を令和３年（２０２１年）９月に実施し、令和３年度（２０２１年度）中に便器の入れ替えを予定している。

バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）

・駐車場

・車いす使用者用駐車場

・スロープ（出入口等の段差解消）

・出入口自動ドア

・エレベーター

・車いす使用者用トイレ

・男女共用トイレ（車いす使用者用トイレが男女共用の場合も可）

・手すりのついたトイレ（一般トイレ・洋式便器）

・乳幼児用チェアつきトイレ

・おむつ交換設備つきトイレ

・車いす貸出サービス

事業内容・実施時期

項目

建物内通路

事業内容

物などで通路が狭くなったり、手すりの下や誘導用ブロックじょうに物が置かれることのないよう留意

実施時期　継続

項目

案内設備

事業内容

緊急情報を文字で提供するためのモニターなどの設置

実施時期　展望期

項目

その他設備

事業内容

男性でも安心して利用できるよう配慮された授乳室の設置

実施時期　展望期

事業内容

車いす使用者にも使いやすい低い受付カウンターの設置

実施時期　展望期

事業内容

受付や窓口における筆談用具の設置と耳マーク等の掲示

実施時期　前期

項目

人的対応・心のバリアフリー

事業内容

車いす使用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施

実施時期　継続

事業内容

駐車場利用におけるマナー・ルールの周知・啓発の実施

実施時期　継続

事業内容

従業員等への接遇研修の実施

実施時期　継続

８９ページ目

【商業施設の３】T-FRONTE

事業主体：住倉建物サービス株式会社

施設の現状とバリアフリー化の今後の方針

平成２８年（２０１６年）の新築により基本的なバリアフリー設備は設置されている。今後、市民意見を踏まえて、案内の充実、心のバリアフリーの推進を図る。

バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）

・駐車場

・車いす使用者用駐車場

・スロープ（出入口等の段差解消）

・出入口自動ドア

・エレベーター

・車いす使用者用エレベーター（低い操作盤・鏡）

・車いす使用者用トイレ

・男女共用トイレ（車いす使用者用トイレが男女共用の場合も可）

・手すりのついたトイレ（一般トイレ・洋式便器）

・乳幼児用チェアつきトイレ

・おむつ交換設備つきトイレ

・オストメイト対応設備

・授乳室

事業内容・実施時期

項目

人的対応・心のバリアフリー

事業内容

車いす使用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施

実施時期　継続

事業内容

駐車場利用におけるマナー・ルールの周知・啓発の実施

実施時期　継続

事業内容

従業員等への接遇研修の実施(各テナントで実施)

実施時期　継続

【商業施設の５】ビーンズとだこうえん

事業主体：株式会社ジェイアール東日本都市開発とだこうえんショッピングセンター営業所

施設の現状とバリアフリー化の今後の方針

平成２５年（２０１３年）のリニューアルにより基本的なバリアフリー設備は設置されている。これまで心のバリアフリーに関する取組として、テナントスタッフに対して多様な利用者への接遇向上の研修をおこなってきた。今後も継続して、目配り心配りを行い、安心してご利用できるショッピングセンターを運営していく。

バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）

・駐車場

・スロープ（出入口等の段差解消）

・出入口自動ドア

・エレベーター

・車いす使用者用エレベーター（低い操作盤・鏡）

・車いす使用者用トイレ

・男女共用トイレ（車いす使用者用トイレが男女共用の場合も可）

・手すりのついたトイレ（一般トイレ・洋式便器）

・乳幼児用チェアつきトイレ

・おむつ交換設備つきトイレ

・オストメイト対応設備

・車いす貸出サービス

・授乳室

事業内容・実施時期

項目

出入口・敷地内通路

事業内容

十分な幅員の出入口を確保

実施時期　展望期

項目

トイレ

事業内容

視覚障がい者等にも認識しやすいようトイレ内の配色に留意

実施時期　前期

項目

駐車場

事業内容

車いす使用者の乗降に十分な大きさ（３.５メートル×５.０メートル以上）の駐車ますを確保

実施時期　前期

事業内容

障がい者用駐車ますであることがわかるよう、表示ばんや路面への国際シンボルマークの塗装等の実施

実施時期　前期

項目

案内設備

事業内容

エレベーターやトイレ等、主要箇所への音声案内の設置

実施時期　前期

項目

その他設備

事業内容

男性でも安心して利用できるよう配慮された授乳室の設置

実施時期　前期

９０ページ目

項目

人的対応・心のバリアフリー

事業内容

車いす使用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施

実施時期　前期

事業内容

各テナントにおいて、セルフレジ利用やキャッシュレス対応等が難しい人がいることに留意した人的対応の実施

実施時期　継続

事業内容

各テナントにおいて、従業員等への接遇教育の実施

実施時期　継続

【商業施設の１３】ヤオコー戸田駅前店

事業主体株式会社ヤオコー

施設の現状とバリアフリー化の今後の方針

基本的にバリアフリー対応の施設となっている。今後も時代のニーズに合わせた設備の導入を検討する。

バリアフリー設備等の状況（整備済みの項目を記載）

・駐車場

・車いす使用者用駐車場

・スロープ（出入口等の段差解消）

・出入口自動ドア

・エレベーター

・車いす使用者用エレベーター（低い操作盤・鏡）

・車いす使用者用トイレ

・車いす使用者用トイレ（大型ベッド付き）

・男女共用トイレ（車いす使用者用トイレが男女共用の場合も可）

・手すりのついたトイレ（一般トイレ・洋式便器）

・乳幼児用チェアつきトイレ

・おむつ交換設備つきトイレ

・オストメイト対応設備

・視覚障害者誘導用ブロック

・車いす貸出サービス

事業内容・実施時期

項目

駐車場

事業内容

障がい者用駐車ますにおける屋根の設置

実施時期　展望期

項目

案内設備

事業内容

緊急時における高齢者、障がい者等の確認・誘導への配慮

実施時期　継続

項目

その他設備

事業内容

受付や窓口における耳マーク等の掲示

実施時期　前期

項目

人的対応・心のバリアフリー

事業内容

車いす使用者等のエレベーター優先利用に関する周知・啓発の実施

実施時期　前期

事業内容

従業員等への接遇研修の実施

実施時期　継続

事業内容

セルフレジ利用やキャッシュレス対応等が難しい人がいることに留意した人的対応の実施

実施時期　継続

９１ページ目

５の５：都市公園特定事業

【公園・緑地の１】うしろや公園

事業主体：戸田市

施設の現状とバリアフリー化の今後の方針

車いす使用者用トイレの設置などのバリアフリー化が図られており、改修工事の機会を捉えて、さらなるバリアフリー化を推進する。

事業内容・実施時期

項目

出入口

事業内容

車いす使用者が円滑に出入りできる出入口の確保

実施時期　展望期

項目

園路

事業内容

車いす使用者でも通行しやすく舗装された園路の整備

実施時期　展望期

項目

トイレ

事業内容

着替え台の設置

実施時期　展望期

事業内容

介助が必要な大人等が利用可能な大型ベッドの設置

実施時期　展望期

事業内容

視覚障がい者等にも認識しやすいようトイレ内の配色に留意

実施時期　展望期

事業内容

男女共用トイレの導入の検討

実施時期　展望期

項目

案内設備

事業内容

バリアフリールートなどがわかりやすい全体案内図の設置

実施時期　展望期

事業内容

各出入口の名称の表示

実施時期　展望期

【公園・緑地の５】北部公園

事業主体：戸田市

施設の現状とバリアフリー化の今後の方針

公園リニューアル計画に基づき、公園活用のプログラム導入時に、バリアフリー化も含め、プログラム導入を補う施設に改修していく。

事業内容・実施時期

項目

出入口

事業内容

車いす使用者が円滑に出入りできる出入口の確保

実施時期　展望期

項目

園路

事業内容

北側広場の舗装の平坦化

実施時期　前期

項目

上下移動

事業内容

球場正面の階段への手すりの設置

実施時期　展望期

項目

トイレ

事業内容

着替え台の設置

実施時期　展望期

事業内容

介助が必要な大人等が利用可能な大型ベッドの設置

実施時期　展望期

項目

案内設備

事業内容

バリアフリールートなどがわかりやすい全体案内図の設置

実施時期　展望期

９２ページ目

５の６：教育啓発特定事業（心のバリアフリー）

事業主体：戸田市

バリアフリー化の今後の方針

障がいへの正しい理解や合理的配慮の方法を浸透させ、だれもが積極的に助けあい・支えあえる社会を構築するため、庁内関係部署と連携し、取組を充実する。

事業内容・実施時期

項目

障がい理解の周知・啓発

事業内容

市民向けの出前講座や啓発動画の配信、小学生向けの「心と情報のバリアフリー」に係る啓発活動など、配慮が必要な人に関する正しい知識の啓発及び理解の促進

実施時期　継続

事業内容

ヘルプカードやハート・プラスマークの配布など、「見えにくい障がい」への理解の促進

実施時期　継続

事業内容

駅前ロータリーでの障がい者用駐車ますの適正利用に関するマナー啓発

実施時期　継続

事業内容

パラスポーツフェスタの開催や、障がい者支援を行う団体と連携した障がい者等の参画促進・交流事業の充実

実施時期　継続

項目

学校教育活動での教育啓発

事業内容

総合的な学習の時間や職場体験学習等による、児童、生徒へのバリアフリーに関する教育啓発の実施

実施時期　継続

項目

体験・学習による教育啓発の機会の創出

事業内容

研修会への参加による、教員の心のバリアフリーに関する教育啓発

実施時期　継続

事業内容

新規採用職員研修での「人権研修」や教養講座「障がい者理解促進」などにより、障害者差別解消法の啓発を実施

実施時期　継続

９３ページ目

第６章：バリアフリーに関する情報提供の取組

６の１：本市における情報のバリアフリーの現状

市のホームページでは、年齢や身体の条件、利用する閲覧環境などに関係なく、本市の情報やサービスを提供することができるよう、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページ制作に取り組んでいます。

令和元年（２０１９年）１１月の市のホームページリニューアルでは、総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（２０１６年版）」及びウェブアクセシビリティの基準である「JIS X８３４１の３:２０１６」への対応を行い、適合レベルAA準拠（一部AAA基準を満たす）の試験結果が出ています。

これにより、障がいのある方も含め、市の発信する情報にアクセスしやすい状況を構築できており、今後も継続的に試験を実施し、状況に応じて見直しを図ることとしています。

バリアフリーに関する施設情報については、市のホームページで公開している「いいとだマップ（電子地図）」で掲載しており、公共施設や医療施設、店舗などを対象に主要なバリアフリー設備（車いす使用者用トイレ、誘導用ブロックなど）の有無といった情報を提供しています。

今後も継続的な施設の追加・更新が重要となります。

図：施設のバリアフリー情報の表示内容の例　は省略します

９４ページ目

６の２：情報のバリアフリー促進のための取組

かっこ１：いいとだマップの現状に関する意見

促進方針では、情報のバリアフリー促進のための取組として、「いいとだマップの活用促進」を位置づけ、下記の取組を行うこととしています。

生活関連施設・公園・道路等に関する記載の充実

アクセシビリティに配慮したページへの継続的な改善

いいとだマップの認知度向上のための周知活動

これを踏まえ、より具体的に取組を進めていくため、策定協議会委員の協力を得て、実際に現在の「いいとだマップ」を使ってバリアフリー情報を調べていただき、良い点や改善すべき点、収集が必要な情報などについてご意見をいただきました。

ひょう：いいとだマップに対する主な意見

いいとだマップへのアクセスについて

市のホームページから直接アクセスできてわかりやすい。

検索サイトの検索でも一番上位にヒットした。

いいとだマップにアクセスできたとしても、バリアフリーマップがあると言われなければ気づかないかもしれない。

操作性について

「利用規約の同意」までたどり着くことができれば、利用方法は直感的にわかる。

シンプル機能版とフル機能版の切り替えがわかりにくい。

スマートフォンでは思い通りに動かず、操作しやすいとは言いにくい。

パソコン版では、カーソルを地図上のアイコンに合わせれば施設めい称が出るようにすると操作しやすくなる。

音声読み上げに対応していないので視覚障がい者では検索が難しい。

掲載情報について

商店、飲食店、美容室、病院が追加されると良い。

バリアフリー情報と一緒に写真が見られるとイメージしやすい。

各施設の人的対応や支援に関する情報があると良い。

経路の情報（段差等）についても表示できると良い。

バリアフリーだけでなく、バリアの情報があれば対策を検討して外出できる。

その他

掲載されている店舗等の数が少ないため、今後増えていくと良い。

更新が平成２４年度（２０１２年度）となっているので、関係団体等と協力しながら、施設等の最新情報を共有・アップデートしていけると良い。

利用者の声が書き込めるような仕組みがあると良い。

SNSなどを通じて、バリアフリーマップの利用促進のためのPRが必要である。

９５ページ目

かっこ２：いいとだマップの充実に向けた取組の推進

意見を踏まえ、いいとだマップの改善や充実に向けた取組を推進していきます。

いいとだマップの操作性、掲載情報の有益性の向上を図り、誰もが使いやすく、まちなかの情報を容易に得ることができる環境の形成を目指すとともに、より多くの市民等に利用してもらえるよう、周知を図ります。

いいとだマップの操作性向上

子育て世代や高齢者、障がい者など多様な利用者を想定し、アクセシビリティに配慮した操作性の向上を図ります。

取組方策例

シンプル機能版でバリアフリー情報を容易に確認できるようにする（パソコン・スマートフォンそれぞれから）

ページトップにおけるバリアフリー情報検索へのリンクは常に表示されるようにする

動画などを用いた操作方法の紹介

音声読み上げ機能の検討、等

掲載情報の充実

ニーズにあった情報提供を行い、利用者にとって有益な情報提供の場の形成を図ります。

取組方策例

道路（生活関連経路）のバリア・バリアフリー情報の追加

商業施設や飲食店、公園など、日常的に利用する施設の情報を追加

大型ベッドのあるトイレの有無に関する情報の追加

各施設管理者や利用者等が施設情報の更新や写真の追加等ができる方法の検討、等

いいとだマップの利用促進

いいとだマップの認知度向上のための周知活動を継続的に実施します。

取組方策例

SNSや市の広報などでの周知

いいとだマップにスマートフォンでアクセスできる二次元バーコードを掲載したリーフレットの作成

障がい者団体などへの利用方法の指導・講習等の実施、等

９６ページ目

第７章：基本構想の実現に向けて

７の１：特定事業計画の作成

基本構想の作成後、特定事業を位置づけた施設設置管理者等は、基本構想に基づく具体的な事業計画（特定事業計画）を作成し、事業を実施することがバリアフリー法で義務づけられています。

また、特定事業計画作成時には、基本構想を作成した市町村や他の関係事業者への意見照会、高齢者や障がい者等の意見反映を行う努力義務が課せられています。

本市では、基本構想の実現に向けて、市と市民、利用者と関係事業者等が連携・協力してバリアフリー化を推進していくとともに、重点整備地区における施設設置管理者等は、関係者との十分な意見交換をおこなったうえで令和４年度（２０２２年度）中に特定事業計画を作成することとします。

また、特定事業計画作成後は、基本構想の基本目標や基本方針に則った特定事業が実施されるように、定期的に事業の進捗状況の調査を行うとともに、関連する情報の提供や関係者間の連絡調整をする場を設けることで、継続的な事業の推進に努めます。

７の２：事業実施段階での市民意見の反映及び相互理解の促進

重点整備地区における特定事業等の実施段階においては、駅前交通広場整備等、特に重要性の高い事業について、多様な当事者の参加による意見交換等を実施し、市民意見の反映や相互理解の促進を図るよう働きかけていきます。取組の推進にあたっては、基本構想の検討にあたった策定協議会の体制を活用し、協議会など新たな組織を立ち上げ、結果の取りまとめや公表を行うことが考えられます。

図：市民参加を踏まえた意見収集の流れのイメージ　は省略します

また、特定事業に基づき実際に施設整備等が実施された際には、必要に応じて当事者参加による現場確認を行い、市民意見を踏まえた改善を働きかけたり、好事例を他施設の整備に活かすなど、事後評価と合わせてさらなる取組への展開を図ります。

９７ページ目

７の３：基本構想の継続的な見直し

基本構想については、策定（Plan）後の特定事業等の実施（Do）を受けて、その結果を評価（Check）し、社会経済情勢や市民ニーズの変化等を踏まえ、必要に応じて見直し（Act）といったPDCAサイクルにより、現状に則した計画となるよう段階的かつ継続的な見直しをおこなっていきます。

そのため、７の２で述べた新たな組織による管理などにより、継続的に基本構想の推進及び進捗状況の確認などを行い、着実な実行に努めます。また、促進方針及び基本構想についてはおおむね５年ごとに事業の実施状況などの効果検証等を行い、必要に応じて見直しを行います。

図：促進方針・基本構想におけるPDCAサイクル　は省略します

９８ページ目

参考資料

参考１：戸田市バリアフリー基本構想策定協議会 要綱

戸田市バリアフリー基本構想策定協議会　要綱

令和３年２月１９日市長決裁

（設置）

第１条

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号) 第２５条の規定に基づき戸田市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するため、同法第２６条の規定に基づき戸田市バリアフリー基本構想策定協議会 (以下「協議会」という。) を置く。

（しょしょう事務）

第２条

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

かっこ１：基本構想の策定に関すること。

かっこ２：その他基本構想の策定に関し必要な事項

（組織）

第３条

協議会の委員は、別表第１の委員をもって組織し、市長が委嘱又は任命をする。

（任期）

第４条

委員の任期は１年とし、再任を妨げない。

２：委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条

協議会に会長及び副会長を置く。

２：会長は戸田市移動等円滑化促進方針策定協議会要綱（令和２年１月２１日市長決裁）に規定する戸田市移動等円滑化促進方針策定協議会の会長をもって充て、副会長は同協議会の副会長をもって充てる。

３：会長は、かいむを総理し、協議会を代表する。

４：副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条

協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出される前に招集する会議は、市長が招集する。

２：会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３：会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

９９ページ目

４：別表第１の２の項から９の項までに規定する委員が会議に出席できないときは、当該委員が委任状（別記様式）にて指名する者が代理として出席できるものとし、同表の１０の項に規定する委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する職員（同じ所属の職員とする。）が代理として出席できるものとする。

５：会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（書面等による審議）

第６条の２

前条第１項の規定にかかわらず、会長又は市長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めたときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

２：前項の審議を行う場合は、前条第２項中「出席」とあるのは「参加」と、前条第３項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、前条第５項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

（協議結果の報告）

第７条

会長は、第２条に掲げる事項の協議を完了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

（しゃきん）

第８条

会長及び副会長のしゃきんとして、別表第２に定める額を予算の範囲内で支払うものとする。

（庶務）

第９条

協議会の庶務は、都市整備部まちづくり推進課において処理する。

（その他）

第１０条

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

ふそく

（施行期日）

１：この要綱は、令和３年２月１９日から施行する。

（この要綱の失効）

２：この要綱は、基本構想を策定した日限り、その効力を失う。

ふそく

この要綱は、令和３年５月６日から施行する。

１００ページ目

別表第１（第３条関係）

団体・組織めい

１：学識経験者：２名

２：障害者団体

戸田市身体障害者福祉会：２名

戸田市心身しょうがい児・しゃを守る親の会：１名

戸田市聴力障害者協会：１名

３：高齢者団体

戸田市老人クラブ連合会：１名

４：子育て支援団体

特定非営利活動法人戸田ほっと社会館：１名

５：地域活動団体

社会福祉法人戸田市社会福祉協議会：１名

戸田市町会連合会：１名

戸田市商工会：１名

戸田市民生委員・児童委員協議会：１名

６：関係行政機関

国土交通省関東運輸局交通政策部バリアフリー推進課：１名

埼玉県企画財政部交通政策課：１名

埼玉県けんど整備部道路環境課：１名

埼玉県都市整備部都市計画課：１名

７：施設設置管理者

国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所：１名

国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所：１名

埼玉県さいたまけんど整備事務所：１名

８：公共交通事業者

東日本旅客鉄道株式会社大宮支社：１名

国際興業株式会社：１名

一般社団法人埼玉県乗用自動車協会：１名

９：公安委員会

埼玉県蕨警察署：１名

１０：市：７名

別表第２（第８条関係）

役職等・金額（円）

会長　　１４,０００円

副会長　１３,５００円

１０１ページ目

別紙（第６条関係）

委任状

まる年まる月まる日

（宛先）

戸田市バリアフリー基本構想策定協議会会長

団体・組織名

氏名

私は、同団体・組織の（代理人の職・氏名）

を代理人と定め、下記事項について代理人へ委任します。

記

・第まる回　戸田市バリアフリー基本構想策定協議会における議決について

１０２ページ目

参考２：戸田市バリアフリー基本構想策定協議会　委員名簿

区分

学識経験者

所属・氏名

埼玉大学大学院 理工学研究科 環境科学・社会基盤部門：くぼた　ひさし

東洋大学 ライフデザイン学部 人間環境デザイン学科：すがわら　まいこ

区分

障害者団体

所属・氏名

戸田市身体障害者福祉会：ねこもと　ちから

戸田市身体障害者福祉会：いしはら　じゅんこ

戸田市心身しょうがい児・者を守る親の会：うつみ　やすみ

戸田市聴力障害者協会：えいじゅう　あきこ

区分

高齢者団体

所属・氏名

戸田市老人クラブ連合会：うめざわ　まさよし

区分

子育て支援団体

所属・氏名

特定非営利活動法人 戸田ほっと社会館：いしの　ともこ

区分

地域活動団体

所属・氏名

社会福祉法人 戸田市社会福祉協議会：いいだ　なおこ

戸田市町会連合会：ほそい　ゆきお

戸田市商工会：よこた　ひでこ

戸田市民生委員・児童委員協議会：こやま　まさひこ

区分

関係行政機関

所属・氏名

国土交通省 関東運輸局 交通政策部 バリアフリー推進課：うえの　まさお

埼玉県 企画財政部 交通政策課：なみえ　おさむ

埼玉県 けんど整備部 道路環境課：あいはら　ひでゆき

埼玉県 都市整備部 都市計画課：なるみ　たろう

区分

施設設置管理者（道路管理者）

所属・氏名

国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所：あべ　としひこ

国土交通省 関東地方整備局 北首都国道事務所：さとう　しんぺい

埼玉県　さいたまけんど整備事務所：よしざわ　たかし

区分

公共交通事業者

所属・氏名

東日本旅客鉄道株式会社大宮支社：つくだ　しんたろう

国際興業株式会社：こだいら　たかひろ

一般社団法人 埼玉県乗用自動車協会：ふじた　しげる

区分

公安委員会

所属・氏名

埼玉県蕨警察署：なかむら　ゆうじ

区分

市

所属・氏名

企画財政部：いしばし　こうじ

市民生活部：さくらい　さとし

環境経済部：よしの　ひろし

健康福祉部：くがわ　りえ

こども健やか部：まつやま　ゆき

都市整備部：おの　こうへい

教育委員会事務局：やまかみ　ちかし

おくづけ

戸田市バリアフリー基本構想

発行年月：令和４年（２０２２年）３月

発行：戸田市

〒３３５の８５８８

戸田市かみとだ１丁目１８番１号

電話：０４８の４４１の１８００（代表）

ホームページ：http://www.city.toda.saitama.jp/

編集：戸田市都市整備部まちづくり推進課

戸田市バリアフリー基本構想

以上